

障害者等のてびき



坂戸市

令和8年度

【障害者等のてびき】



てびきはホームページでも掲載しています。

<https://www.city.sakado.jg.jp/soshiki/34/46071.html>

【障害者福祉課 HP はこちら】



<https://www.city.sakado.jg.jp/soshiki/34/>

◎ご利用にあたって

- 1 このてびきは、障害のある方等のために各種制度の概要とお問い合わせ窓口を紹介しています。
- 2 制度の内容は変わることがありますので、詳しい内容は各窓口へお問い合わせください。

◎障害者手帳所持上の注意点

- 手帳はなくしたり、汚したりしないよう、大切にお持ちください。
- 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引料金で利用するときは、必ず手帳をお持ちください。
- 手帳は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。
- 手帳を紛失、または使用できないようになってしまったときは、市役所で再交付の申請をしてください。
- 次に該当するときは、速やかに市役所へ届け出てください。
 - ・本人などの氏名、住所に変更があったとき。
 - ・本人が転出もしくは、死亡したとき。

問合せ先

坂戸市 福祉部 障害者福祉課

〒350-0292

坂戸市千代田1-1-1

電話 049-283-1331

FAX 049-283-1673

メール sakado57@city.sakado.lg.jp



目次

◎埼玉県虐待通報ダイヤル	1
◎緊急時の110番通報	1
●110番アプリシステム	1
●ファックス110番	1
◎緊急時の119番通報	1
●NET119 緊急通報システム	1
●ファックス119番	1
◎マイナンバー制度について	2
◎障害程度別サービス一覧表	3
第1章 手帳	7
①身体障害者手帳の申請	7
②療育手帳の申請	8
③精神障害者保健福祉手帳の申請	9
④障害者手帳とマイナンバーの紐付けについて	10
⑤障害者手帳の返還について	10
第2章 相談	13
①身体障害者相談員・知的障害者相談員	13
②坂戸市障害者等相談支援センター	13
③民生委員・児童委員	15
④埼玉県総合リハビリテーションセンター	15
⑤坂戸保健所	15
◆障害児の相談	16
⑥児童相談所	16
⑦埼玉県立小児医療センター	16
⑧家庭児童相談	16
⑨発達相談、教室	16
⑩坂戸市立教育センター	17
⑪埼玉県立総合教育センター	17
⑫川越比企地域療育センター	17
⑬埼玉県発達障害総合支援センター	17
⑭埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	17
◆メンタルヘルスに関する相談	18
⑮埼玉県立精神保健福祉センター	18
⑯埼玉県精神科救急情報センター	18
⑰こころの相談	19
⑱こころの体温計	19
⑲高次脳機能障害 相談窓口	19
⑳高次脳機能障害ピア・カウンセリング	19

②①坂戸市社会福祉協議会	20
②②身体障害者結婚相談員	20
第3章 自立支援給付・福祉施設	23
①介護保険制度と障害者福祉制度の関係について	23
①障害福祉サービス・障害児通所支援	24
②地域活動支援センター	30
第4章 医療とリハビリ	33
①ー1 重度心身障害者医療費の助成	33
①ー2 重度心身障害者医療費の助成（精神通院医療費）	36
②ひとり親家庭等医療費の助成	39
③自立支援医療費（育成医療）	39
④自立支援医療費（更生医療）	40
⑤自立支援医療費（精神通院医療）	41
⑥特定疾病療養受療証の交付	41
⑦指定難病等医療給付制度	42
⑧埼玉県障害者歯科相談医制度	42
⑨在宅歯科医療推進拠点	43
第5章 住宅・用具	45
①補装具費の支給	45
②難聴児補聴器購入費の助成	46
③日常生活用具の給付	46
④ストーマ装具等の申請方法について	56
⑤ストーマ装具等の医療費控除	56
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）	57
⑦重度身体障害者居宅改善整備費の補助	57
⑧既存住宅をバリアフリー改修した場合の固定資産税の減額措置	58
⑨車いすの貸出し	59
⑩市営住宅・県営住宅の入居	59
⑪小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	59
⑫埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度	61
第6章 家庭介護・在宅支援	63
①移動支援事業	63
②生活サポート事業	63
③日中一時支援事業	64
④在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業への補助	65
⑤訪問入浴サービス（移動浴そう車の派遣）	66
⑥寝具乾燥消毒サービス	66
⑦緊急時通報システム	67
⑧ふれあい収集	67
⑨さかどふれあいサービス	68

⑩シルバー人材センター	68
第7章 外出と社会参加	71
①タクシー利用料金の助成（福祉タクシー利用券）	71
②自動車燃料購入費の補助	71
③障害児介護用自動車燃料購入費の補助	72
④市民バス特別乗車証の交付	72
⑤自動車運転免許取得費の補助	73
⑥自動車改造費の補助	73
⑦障害児介護用自動車改造費等の補助	73
⑧安全運転相談窓口	74
⑨障害者等移送車の貸出し	74
⑩駐車禁止適用除外	75
⑪埼玉県思いやり駐車場制度	76
⑫手話通訳者の派遣	77
⑬要約筆記者の派遣	77
⑭「声の広報」、「声の市議会だより」の配布等	77
⑮埼玉県「彩の国だより」、「県議会だより」の点字版・デージー版の配布	78
⑯点字図書・録音図書・電子書籍の貸出し、対面朗読	78
⑰読書サポートコーナーの設置	78
⑱サピエ図書館の利用について	79
⑲身体障害者補助犬（介助犬、聴導犬、盲導犬）の給付	79
⑳埼玉県障害者交流センター	80
㉑郵便等による不在者投票制度	81
第8章 手当・年金	83
◆手当	83
①在宅重度心身障害者手当	83
②特別障害者手当	83
③障害児福祉手当	84
④特別児童扶養手当	84
⑤児童扶養手当	85
⑥経過措置による福祉手当	85
◆年金	86
⑦障害基礎年金	86
⑧障害厚生年金	86
⑨障害手当金	87
⑩特別障害給付金	87
⑪年金生活者支援給付金（障害年金生活者支援給付金）	88
⑫障害者扶養共済制度	88
第9章 税・公共料金関係	91
◆税金	91

①所得税の障害者控除	91
②市民税・県民税の障害者控除	91
③相続税の障害者控除	92
④贈与税の非課税	92
⑤個人事業税の非課税	92
⑥自動車税、軽自動車税の減免	93
◆公共料金	95
⑦有料道路の割引	95
⑧タクシー運賃の割引	96
⑨鉄道運賃の割引	96
⑩バス運賃の割引	97
⑪国内航空運賃の割引	97
⑫NHK受信料の減免	98
⑬ふれあい案内	98
⑭携帯電話料金の割引	98
⑮郵便物郵送料の減額及び無料扱い	99
⑯市内公共施設の利用料の減免	99
⑰デジタル障害者手帳「ミライロ ID」	100
⑱電話リレーサービス	100
⑲相手の声が読める電話「ヨメテル」	100
第10章 教育・就労	103
◆教育	103
①障害児の教育	103
◆就労	104
②坂戸市障害者就労支援センター	104
③川越公共職業安定所（ハローワーク川越）	104
④トライアル雇用	104
⑤埼玉県立職業能力開発センター	104
⑥障害者委託訓練	105
⑦埼玉障害者職業センター	105
⑧国立職業リハビリテーションセンター	105
⑨埼玉県障害者雇用総合サポートセンター	106
⑩発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）	106
⑪難病患者就職サポーター	106
第11章 防災・防犯	109
①避難行動被支援希望者登録台帳	109
②福祉避難所	109
③坂戸市緊急連絡カード	110
④ヘルプカード・ヘルプマークの配布	111
⑤障害者と防災	112

⑥災害時対応ハンドブック（在宅療養者用）	114
⑦埼玉県災害時ランニング備蓄事業	115
⑧オストメイトカードの配布	115
⑨災害用バンダナの配布	115
第 12 章 その他	117
①障害者差別解消法	117
②障害者虐待防止法	118
③障害者優先調達推進法	119
④坂戸市見守りネットワーク	119
⑤坂戸市見守りキーホルダー制度	119
⑥「介護マーク」配布事業	120
⑦成年後見制度	120
⑧成年後見における市長申立て制度	120
⑨成年後見における市長等の申立てに係る利用者の助成	121
⑩坂戸市成年後見センター	121
⑪権利擁護センター（埼玉県社会福祉協議会）	121
⑫福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	122
⑬生活福祉資金の貸付け	122
⑭サポート手帳	122
⑮ボランティア活動	123
第 13 章 資 料	129
◇身体障害者障害程度等級表	129
◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条別表に 定める難病等対象疾患	132
◇障害年金等級表	133
◇特別児童扶養手当等級表	135
◇児童扶養手当／ひとり親家庭等医療費	136
◇障害の部位・名称の解説	136
◇義肢装用部位の標準	136
◇障害者に関するマーク	137



◎埼玉県虐待通報ダイヤル

児童・高齢者・障害のある方に関する虐待の通報を下記専用ダイヤルにて24時間365日受付・対応しています。

専用ダイヤル #7171

※ 生命の危険があるなど緊急の場合は110番へ

※ つながらない場合は048-762-7533へご連絡ください。

窓 □ 埼玉県福祉部 福祉政策課 電話 048-830-3391

◎緊急時の110番通報

聴覚に障害のある方、または言葉が話せない方が事件や事故にあったとき、通話以外の方法で緊急通報することができます。

●110番アプリシステム

スマートフォン等を利用して緊急通報を受け付けます。専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名等の事前登録が必要です。

●ファックス110番

ファックスを利用して緊急通報を受け付けます。

FAX 0120-264-110

窓 □ 埼玉県警察本部 通信指令課 電話 048-832-0110（代表）

◎緊急時の119番通報

聴覚や言語機能に障害のある方、または言葉が話せない方が火災や救急のとき、通話以外の方法で緊急通報することができます。

●NET119緊急通報システム

スマートフォン等からインターネットを利用して、全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ音声によらない119番通報ができます。

※ あらかじめ自分の携帯電話を消防本部へ登録し、メール送信試験後に稼働となりますので、消防へお問い合わせください。

※ 通信料は自己負担となります。

●ファックス119番

ファックスを利用して緊急通報を受け付けます。

FAX（局番なし）119

窓 □ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部警防課指令担当
FAX 049-284-9900 電話 049-281-3116
メールアドレス keibou@sakatsuru119.jp



◎マイナンバー制度について

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度が始まり、障害者福祉課における手続きにおいて個人番号が必要となります。

●申請手続で個人番号が必要となるものは次のとおりです。

- 障害者手帳の申請
- 各種医療費・手当の申請
- 障害福祉サービス利用等の申請

●個人番号が必要な事務の申請に関して本人確認書類が必要になります。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 通知カード（または個人番号付き住民票）と本人確認書類（※）

以上の(1)、(2) どちらか一方をお持ちください。

(代理人申請の場合は代理人の本人確認書類も必要になります。)

申請者	必要書類
本人	・個人番号カードまたは 通知カード＋本人確認書類（※）
法定代理人 (親権者、未成年後見人、成年後見人)	・個人番号カードまたは 通知カード＋本人確認書類（※） ・代理人の本人確認書類 ・戸籍謄本その他その資格を証する書類
法定代理人以外 (家族の方が申請する場合を含む)	・個人番号カードまたは 通知カード＋本人確認書類（※） ・代理人の本人確認書類 ・委任状

※ 本人確認として認められるもの

○顔写真付き身分証明書であれば 1 点お持ちください。

【例】・運転免許証または運転経歴証明書

- ・日本国旅券（パスポート）
- ・写真付き住基カード
- ・障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳は写真貼付に限る） など

○顔写真なし身分証明書であれば 2 点お持ちください。

【例】・介護保険証

- ・年金手帳、年金証書
- ・写真なし住基カード
- ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 など



◎障害程度別サービス一覧表

分類	名称	参照頁	身体						療育				精神			難病
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	○A	A	B	C	1級	2級	3級	
第3章 自立支援給付・福祉施設	①障害福祉サービス・障害児通所支援	24	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第4章 医療とリハビリ	①ー1重度心身障害者医療費の助成	33	△	△	△	△			△	△	△		△	△		
	①ー2重度心身障害者医療費の助成(精神通院医療費)	36												△		
	③自立支援医療費(育成医療)	39	△	△	△	△	△	△								△
	④自立支援医療費(更生医療)	40	△	△	△	△	△	△								
	⑤自立支援医療費(精神通院医療)	41											△	△	△	
第5章 住宅・用具	①補装具費の支給	45	△	△	△	△	△	△								△
	③日常生活用具の給付	46	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	57	△	△	△											
	⑦重度身体障害者居宅改善整備費の補助	57	△	△												△
第6章 家庭介護・在宅支援	①移動支援事業	63	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△
	②生活サポート事業	63	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	③日中一時支援事業	64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	⑤訪問入浴サービス(移動浴そう車の派遣)	66	△													△
	⑥寝具乾燥消毒サービス	66	△	△					△	△						
	⑦緊急時通報システム	67	△	△												
	⑦緊急時通報システム	67	△	△												
第7章 外出と社会参加	①タクシー利用料金の助成(福祉タクシー利用券)	71	○	○					○	○			○			△
	②自動車燃料購入費の補助	71	△	△												
	③障害児介護用自動車燃料購入費の補助	72	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	④市民バス特別乗車証の交付	72	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	⑤自動車運転免許取得費の補助	73	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	⑥自動車改造費の補助	73	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	⑩駐車禁止適用除外	75	○	△	△	△			○	○			○			
	⑪埼玉県思いやり駐車場制度	76	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	⑫手話通訳者の派遣 ⑬要約筆記者の派遣	77	△	△	△	△	△	△								
第8章 手当・年金	①在宅重度心身障害者手当	83	△	△					△	△			△			
	②特別障害者手当	83	△						△				△			
	③障害児福祉手当	84	△	△					△							
	④特別児童扶養手当	84	△	△	△	△			△	△	△					
	⑤児童扶養手当	85	△	△									△			
	⑦障害基礎年金 ⑧障害厚生年金	86	障害基礎年金・障害厚生年金の等級表による													
	⑫障害者扶養共済制度	88	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	
第9章 税・公共料金関係	①所得税の障害者控除	91	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	②市民税、県民税の障害者控除	91	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑥自動車税・軽自動車税の減免	93	○	○	△	△	△	△	○	○			△			
	⑦有料道路の割引	95	△	△	△	△	△	△	△	△						
	⑧タクシー運賃の割引	96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
	⑨鉄道運賃の割引	96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑩バス運賃の割引	97	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
	⑪国内航空運賃の割引	97	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	⑫NHK受信料の減免	98	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	⑬ふれあい案内	98	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	
	⑬ふれあい案内	98	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	
第11章防災・防犯	①避難行動被支援希望者登録台帳	109	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	④ヘルプカード・ヘルプマークの配布	111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



○…該当

△…一部該当

備考	所得制限	介護優先
ホームヘルプサービス派遣、ショートステイ、デイサービス等。介護保険制度の優先適用があります。	—	有
保険診療に係る一部負担金を助成します。ただし、自費扱いの支払は対象になりません。	有	—
自立支援医療制度（精神通院医療）で指定している医療機関の自己負担分（1割）を助成します。ただし、自費扱いの支払は対象になりません。	有	—
保険診療に係る自己負担割合を1割に軽減します。世帯の所得に応じて月額上限額も設定します。（18歳未満の児童が対象です。）	有	—
保険診療に係る自己負担割合を1割に軽減します。世帯の所得に応じて月額上限額も設定します。	有	—
保険診療に係る自己負担割合を1割に軽減します。世帯の所得に応じて月額上限額も設定します。	有	—
手帳の障害内容に関する補装具が対象。種目によって介護保険制度の優先適用があります。	有	有
種目によって介護保険制度の優先適用があります。	有	有
下肢又は体幹が1～3級の方が対象。介護保険制度の優先適用があります。	有	有
下肢又は体幹が1、2級の方が対象。介護保険制度の優先適用があります。	—	有
屋外での移動が困難な障害者の社会生活上必要不可欠な外出を支援します。	—	—
一時預かり、派遣による介護、送迎、外出援助等。利用者負担額は950円／時間。	—	有
障害者等の日中における活動の場を提供することで、家族の一時的な休息を確保する事業です。	—	有
下肢又は体幹が1級の方が対象。介護保険制度を利用できる方は高齢者福祉課へお問い合わせください。	—	有
65歳以上の方は高齢者福祉課へお問い合わせください。	—	有
同一敷地内に親族がいない一人暮らしの方が対象。65歳以上の方は高齢者福祉課へ。	—	有
自動車燃料購入費補助との併給は不可。指定難病医療又は県の特定疾患医療の給付を受けている方も対象。	—	—
上肢、下肢、体幹又は運動機能障害2級以上で、本人、家族所有の自家用車を運転する方が対象。	—	—
18歳未満の障害児を介護し、家族所有の自家用車を運転する方が対象。	—	—
本人の運賃が無料、お持ちの手帳が1種の方は介護者の方も無料。	—	—
補助の対象となるのは、第一種普通自動車運転免許、準中型自動車運転免許の取得の費用。所得制限があります。	有	—
障害者手帳をお持ちの方が所有し、自ら運転をする車の改造が対象。（ただし、18歳未満の障害児を養育している保護者の車については、改造または福祉車両の購入も対象）	—	—
障害種別により対象となる級が異なります。詳しくは警察署へお問い合わせください。	—	—
歩行が困難な方や、移動の際に配慮が必要な方の駐車区画について利用証を交付します。交付には条件があります。	—	—
聴覚又は音声・言語機能に障害のある方を対象に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	—	—
在宅又は入院中の方で、本人が住民税非課税の場合対象。	有	—
所得制限があります。	有	—
所得制限があります。	有	—
20歳未満の障害児を養育している保護者への手当。所得制限があります。詳しくはこども支援課へお問い合わせください。	有	—
子の父又は母に障害がある場合の手当。所得制限があります。詳しくはこども支援課へお問い合わせください。	有	—
詳しくは、市民課国民年金係へお問い合わせください。		
障害者の保護者（65歳まで）が加入する制度。所得により減免制度があります。	—	—
身体障害1、2級、知的障害OA、A、精神障害1級の方は特別障害者控除となります。	—	—
身体障害1、2級、知的障害OA、A、精神障害1級の方は特別障害者控除となります。	—	—
障害種別により対象となる級が異なります。詳しくは、課税課（軽自動車）または自動車税事務所（普通車）へお問い合わせください。	—	—
割引を受けるためには、市役所で事前に登録する必要があります。	—	—
手帳の提示により、運賃が1割引となります。（精神障害の方は、タクシー会社により異なりますので、乗車時にご確認ください。）	—	—
事業者により、適用となる条件、割引率が異なります。切符等を購入する前に窓口で確認してください。	—	—
事業者により、適用となる条件、割引率が異なります。乗車券を購入する前に窓口で確認してください。	—	—
事業者により、適用となる条件、割引率が異なります。航空券を購入する前に窓口で確認してください。	—	—
全額免除と半額免除があります。免除の種類により適用条件が異なります。	—	—
104番（電話番号案内）を無料で利用できます。	—	—
詳しくは、防災安全課へお問い合わせください。	—	—
援助や配慮を必要としている方々が、周囲からの援助を得やすくなるよう作成されたマークです。	—	—



このページは編集上の都合により、
意図的に余白にしています。

第1章

手帳



第1章 手帳

①身体障害者手帳の申請

身体に障害のある方が福祉の支援を受けるために必要な手帳です。

対象となる方

障害の程度により、1級から6級までに区分されます。

障害の区分は下記のとおりです。

- ・視覚障害、聴覚、平衡機能障害
- ・音声、言語、そしゃく機能障害
- ・肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害）
- ・心臓機能障害
- ・じん臓機能障害
- ・呼吸器機能障害
- ・ぼうこう・直腸機能障害
- ・小腸機能障害
- ・肝臓機能障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

援護の内容

障害の等級により、医療費の助成、補装具費の支給、税の減免、公共交通機関の運賃割引、手当等の給付、在宅サービスや施設入所等の福祉サービスが受けられます。

申請に必要なもの

次のものをご持参のうえ、申請してください。

- ①身体障害者診断書・意見書（用紙は障害者福祉課にあります。）

※ 身体障害者福祉法に規定する都道府県知事に指定された医師が記入し、作成日が3か月以内のもの。指定医は、埼玉県のホームページに掲載しています。

【埼玉県15条指定医ホームページ】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/siteii/index.html>



- ②写真2枚（上半身、無帽、無背景、縦4センチ、横3センチ、裏面に住所・氏名を記入）

- ③個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

※ 障害者手帳の再認定

身体障害者手帳は、障害の程度が将来軽度化されることが予想される場合に、認定期限が定められた有期認定となることがあります。この場合、手帳に記載されている要再認定月までに再認定を受ける必要があります。

窓 □

障害者福祉課

②療育手帳の申請

知的障害のある方が福祉の支援を受けるために必要な手帳です。

対象となる方

埼玉県総合リハビリテーションセンターまたは児童相談所の判定で知的障害と判定された方。障害の程度により、最重度④、重度A、中度B、軽度Cに区分されます。

援護の内容

障害の程度により、医療費の助成、税の減免、公共交通機関の運賃割引、手当等の給付、在宅サービスや施設入所等の福祉サービスが受けられます。

申請に必要なもの

次のものをご持参のうえ申請してください。

①写真2枚（上半身、無帽、無背景、縦4センチ、横3センチ、裏面に住所・氏名を記入）

②申請日時点で18歳以上の方は母子手帳、通信簿等が必要な場合があります。

※ 障害者福祉課で本人の状況等をお伺いしたあと、18歳未満の方は川越児童相談所で、18歳以上の方については埼玉県総合リハビリテーションセンターで判定を受ける必要があります。

③個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

※ 手帳の再判定

療育手帳が判定期限の定められた有期認定の場合、手帳に記載されている次回の判定月までに再判定を受ける必要があります。

窓 口

障害者福祉課



③精神障害者保健福祉手帳の申請

精神疾患（障害）のある方が福祉の支援を受けるために必要な手帳です。

対象となる方

統合失調症、気分障害などの精神疾患（障害）のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方（初診日から6か月を経過していることが必要となります）。障害の程度により、1級から3級に区分されます。

援護の内容

障害の程度により、医療費の助成、税の減免、手当等の給付、在宅サービスや施設入所等の福祉サービスが受けられます。

申請に必要なもの

○医師の診断書で申請を行う場合

- ・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
 - ※ 医師が記入し、作成日が3か月以内のもの。
- ・写真2枚（上半身、無帽、無背景、縦4センチ、横3センチ、裏面に住所・氏名を記入）
- ・個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

○障害年金証書等で申請を行う場合

- ・障害年金証書または特別障害給付金受給資格者証
 - ※ 精神障害を支給事由とするもの。
- ・障害年金振込（支払）通知書または国庫金振込（送金）通知書
 - ※ 最新の通知書をご準備ください。
- ・写真2枚（上半身、無帽、無背景、縦4センチ、横3センチ、裏面に住所・氏名を記入）
- ・個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
 - ※ 更新については、有効期限の3か月前から申請できます。

窓 □

障害者福祉課

④障害者手帳とマイナンバーの紐付けについて

対象となる方

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ 障害者手帳申請時に、マイナンバーを記入した場合は別途申請は必要ありません。

内 容

マイナポータルの「わたしの情報」で自身の障害者手帳の情報を表示することができます。

※ 申請からマイナポータル上での情報表示まで、1か月程度お時間がかかります。

窓 □

障害者福祉課

⑤障害者手帳の返還について

身体障害者手帳と療育手帳の交付を受けている方が転出したり死亡した場合には、障害者福祉課に届出が必要です。障害者手帳をご持参のうえ手続きをしてください。

なお、死亡の場合で医療費の助成等受けていた場合は、ご家族の方の口座のわかるものもお持ちください。

窓 □

障害者福祉課

このページは編集上の都合により、
意図的に余白にしています。



第2章

相談



第2章 相談

①身体障害者相談員・知的障害者相談員

障害のある方または家族からの相談に応じ、福祉事務所などの関係機関との連携をとりながら、問題解決のためにお手伝いをする相談員がいます。

身体障害者相談員

ながい きよひこ
永井 紀世彦 FAX 050-3450-8605（FAXのみ可）

知的障害者相談員

こうばた ゆきお
河端 幸男 電話 049-279-3300

窓 □

障害者福祉課

②坂戸市障害者等相談支援センター

（障害者等相談支援事業）

坂戸市内の各地区に相談支援センターを設置し、障害者等相談支援事業を実施しています。

障害のある方やその家族を対象とした、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、社会生活力を高めるための支援、介護相談、情報の提供等を行うことにより、生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

利用時間

- ・平日（月～金）午前9時00分から午後5時00分まで
- ※ 土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）は休みです。

内 容

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
 - ・各種支援施策に関する助言・指導
 - ・社会生活力を高めるための支援
 - ・権利擁護に必要な援助
 - ・障害者更生相談所、職業安定所等の専門機関の紹介
- ※ 上記サービスを受けようとお考えの方は、ぜひご利用ください。なお、電話での相談も受付けています。詳しくは各障害者等相談支援センターにお問い合わせください。

窓 □

坂戸市障害者等相談支援センター

※ 事業所等は、次のページを参照してください。

坂戸市障害者等相談支援センター事業所一覧

地区及び名称	住 所	電話番号 FAX ・ e-mail	担 当 地 区
東部 坂戸市障害者等 相談支援センター しゃきょう	石井 2327-6 坂戸市福祉センター 内	049-299-6550 049-289-3911 soudanshakyou@sakad oshakyou.jp	東坂戸、中小坂、紺屋、横 沼、小沼、青木、石井、赤 尾、島田、塚越、戸宮、 栄、片柳、片柳新田、柳 町、坂戸
中央第一 坂戸市障害者等 相談支援センター ラボリ	末広町8-16 協和第3ビル	080-6748-2303 049-298-8403 soudan @laborl-saitama.com	日の出町、本町、仲町、元 町、泉町、芦山町、薬師 町、溝端町、末広町、中富 町、栗生田
中央第二 坂戸市障害者等 相談支援センター にじ色コンパス	南町8-10 ヴァンデアンビル 103	049-298-8951 049-298-8952 rbcompass @yahoo.co.jp	花影町、三光町、緑町、南 町、鎌倉町、清水町、山田 町、八幡、関間、千代田、 浅羽、浅羽野
西部 坂戸市障害者等 相談支援センター ぽんて	伊豆の山町60-2 パナハイツ金子C 102	070-1508-5253 049-272-7707 ponte@nijinoie.or.jp	新堀、堀込、小山、善能 寺、竹之内、長岡、北浅 羽、今西、金田、沢木、東 和田、新ヶ谷、戸口、中 里、塚崎、北峰、北大塚、 にっさい花みず木、森戸、 多和目、四日市場、厚川、 萱方、欠ノ上、成願寺、け やき台、西坂戸、鶴舞、上 吉田、伊豆の山町、西イン ター



③民生委員・児童委員

援護を必要とする方々の相談に応じ、地域福祉活動の推進、さらに関係行政機関との協力のもと幅広い活動を行っています。

窓 □

福祉総務課

④埼玉県総合リハビリテーションセンター

身体障害者の自立支援医療給付、施設入所などについて、医学的、心理学的及び、職能的また、知的障害者について、家庭等からの相談に応じ、療育手帳などについて、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、適切な指導を行っています。

窓 □

埼玉県総合リハビリテーションセンター

上尾市西貝塚 148-1

電話 048-781-2222

⑤坂戸保健所

指定難病、小児慢性特定疾病、先天性血液凝固因子欠乏症等の病気療養における悩み等の相談に応じ、医療給付の申請を受付けています。

また、精神保健福祉に関する相談窓口として、こころの健康に関する相談、訪問指導を行っています。

窓 □

坂戸保健所

坂戸市石井 2327-1

電話 049-283-7815 FAX 049-284-2268

◆障害児の相談

⑥児童相談所

児童の問題について、家庭からの相談に応じ、医学・心理学的な判定を行い、それに基づいた指導や施設入所の措置を行っています。

窓 □

川越児童相談所

川越市宮元町 33-1

電話 049-223-4152 FAX 049-224-5056

⑦埼玉県立小児医療センター

地域の保健・医療・福祉・教育と連携しながら、子どもの健康増進・疾病の早期発見、地域保健活動の援助、発達の支援などの小児保健活動を行っています。

窓 □

埼玉県立小児医療センター

さいたま市中央区新都心 1-2

電話 048-601-2200 FAX 048-601-2201

⑧家庭児童相談

子育てに関する心配事や疑問等に家庭児童相談員が相談に応じます。

受付時間

- ・平日（月～金）午前9時00分から午後5時00分まで

- ※ 土・日曜、祝日、年末年始は利用できません。

窓 □

- ・こども支援課 家庭児童相談室

- ・坂戸市こども家庭センター

⑨発達相談、教室

心身の発育・発達に心配のある児童と保護者等に対し、成長発達を支援する教室や相談を実施しています。

開催日等については各担当へお問い合わせください。

年 齢	名 称	担 当
2歳未満児	のびのび親子教室	こども家庭センター
2～4歳児	チューリップ教室 すみれ教室	
就学前まで	さくらんぼ教室	
小学生	ひまわり教室	
就学前まで	すくすく発達相談	市民健康センター

窓 □

- ・坂戸市こども家庭センター

坂戸市石井 2327-3

電話 049-292-1025

- ・坂戸市立市民健康センター

坂戸市石井 2327-3

電話 049-284-1621 FAX 049-284-3939



⑩坂戸市立教育センター

障害のあるまたは障害のあると思われる中学生までの子どもたちの教育相談を行っています。

窓 ☐

坂戸市立教育センター

坂戸市伊豆の山町 17-1

電話 049-281-2736 FAX 049-289-6872

⑪埼玉県立総合教育センター

お子さんの発達や障害等による学習上及び生活上の困難さについて、面接相談を行っています。

窓 ☐

埼玉県立総合教育センター

行田市富士見町 2-24

電話 048-556-6164 FAX 048-556-3396

⑫川越比企地域療育センター

発達障害の特性が気になる小学校3年生までの子どもに作業療法士等の専門職が個別療育を提供します。

窓 ☐

川越比企地域療育センター

川越市笠幡 1646-3 (ともいきチャイルドケアセンター内)

電話 049-298-6633 FAX 049-298-6634

⑬埼玉県発達障害総合支援センター

発達障害の支援ができる人材育成や地域の支援機関への支援、発達が気になる児童とそのご家族からの相談や支援を行っています。

窓 ☐

埼玉県発達障害総合支援センター

さいたま市中央区新都心 1-2 小児医療センター南玄関3階

電話 048-601-5551 FAX 048-601-5552

⑭埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

主に成人期（19歳以上）の発達障害のある方への支援を総合的に行っています。

窓 ☐

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

川越市平塚新田東河原 201-2

電話 049-239-3553 FAX 049-233-0223

◆メンタルヘルスに関する相談

⑮埼玉県立精神保健福祉センター

埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、心の病気の予防や治療及び精神障害者の社会復帰訓練を総合的に行っています。

窓 □

埼玉県立精神保健福祉センター

北足立郡伊奈町小室 818-2

電話 048-723-3333（代表） FAX 048-723-1561（代表）

⑯埼玉県精神科救急情報センター

夜間・休日の緊急的な精神医療相談を受け付けています。

相談内容に応じて、助言や医療機関の調整を行います。

下記専用ダイヤルへご連絡ください。

専用ダイヤル 048-723-8699（ハローキューキュー）

※ 非通知番号はつながりません。電話の先頭に「186」をつけ、発信者番号を通知してください。

受付時間

- ・平日（月～金） 午後5時00分から翌日午前8時30分まで
- ・休日及び年末年始 午前8時30分から翌日午前8時30分まで

窓 □

埼玉県立精神保健福祉センター

電話 048-723-3333（代表） FAX 048-723-1561（代表）

※ 平日の日中の時間帯（午前8時30分～午後5時00分）の精神科救急医療に関する相談については、坂戸保健所に御相談ください。

**⑰こころの相談**

こころの健康や悩みについて相談を受け付けています。

名 称	電 話	受付時間
坂戸市立市民健康センター	049-284-1621	平日午前8時30分～午後5時15分
埼玉県こころの電話	048-723-1447	平日午前9時00分～午後5時00分
埼玉いのちの電話	048-645-4343	365日24時間
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777	毎日午後4時00分～午後9時00分

⑱こころの体温計

携帯電話やパソコンから簡単にストレス状態や落ち込み度をチェックできます。相談機関も表示されます。次のサイトにアクセスしてください。 <https://fishbowlindex.jp/sakado/>

担 当

坂戸市立市民健康センター
電話 049-284-1621

**⑲高次脳機能障害 相談窓口**

埼玉県では、総合リハビリテーションセンターを高次脳機能障害の支援の拠点となる機関（支援拠点機関）とし、各種の支援をしています。また、平成30年6月より、高次脳機能障害に関する相談や普及啓発活動等を、2か所の医療機関に委託しています。

窓 口

- ・埼玉県高次脳機能障害者支援センター
上尾市西貝塚 148-1（埼玉県総合リハビリテーションセンター内）
電話 048-781-2236（相談専用）
- ・医療法人光仁会 春日部厚生病院
春日部市緑町 6-11-48
電話 080-8181-4148（相談専用）
- ・医療法人真正会 霞ヶ関南病院
川越市安比奈新田 283-1
電話 049-232-1313（代表）

※ 相談受付時間はいずれも、月曜日～金曜日の9時～17時（年末年始、祝日を除く）

⑳高次脳機能障害ピア・カウンセリング

地域の高次脳機能障害のある方及びそのご家族からの相談に対応し、相談者の気持ちに寄り添いながら助言及び支援を行っています。

受付時間

- ・火曜日、金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時00分～午後12時00分、午後1時00分～午後3時00分

窓 口

地域で共に生きるナノ
電話 090-4759-7156



②①坂戸市社会福祉協議会

社会福祉事業の啓発、宣伝及び調査研究並びにボランティア活動者の育成などの活動を行っています。また、障害のある方に対しては、生活福祉資金の貸付け、福祉機器の貸出しを行っています。

窓 □

坂戸市社会福祉協議会

坂戸市石井 2327-6 （坂戸市福祉センター内）

電話 049-283-1597 FAX 049-289-3911

②②身体障害者結婚相談員

結婚を希望する身体障害者に対して、相談、紹介を行うとともに相互交流のつどいを開催しています。

受付時間

月・水・金の午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分

※ 来所される前に電話で予約が必要になります。

窓 □

埼玉県身体障害者福祉協会

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

電話 048-822-5333 FAX 048-831-6442

このページは編集上の都合により、
意図的に余白にしています。





第3章

自立支援給付・福祉施設



第3章 自立支援給付・福祉施設

◎介護保険制度と障害者福祉制度の関係について

65歳以上の方と、下記の特定期間が原因で要介護認定を受けた40歳以上の方について、介護保険制度と障害者福祉制度に共通するサービスについては、原則として介護保険制度のサービスを利用することになります。

なお、介護保険制度にない障害者福祉制度のサービスについては、障害者福祉制度のサービスを利用することができます。

特定疾病

- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靱帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・多系統萎縮症
- ・初老期における認知症
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・関節リウマチ
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・がん（医師が医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

窓 □

高齢者福祉課

障害者福祉課

①障害福祉サービス・障害児通所支援

内 容

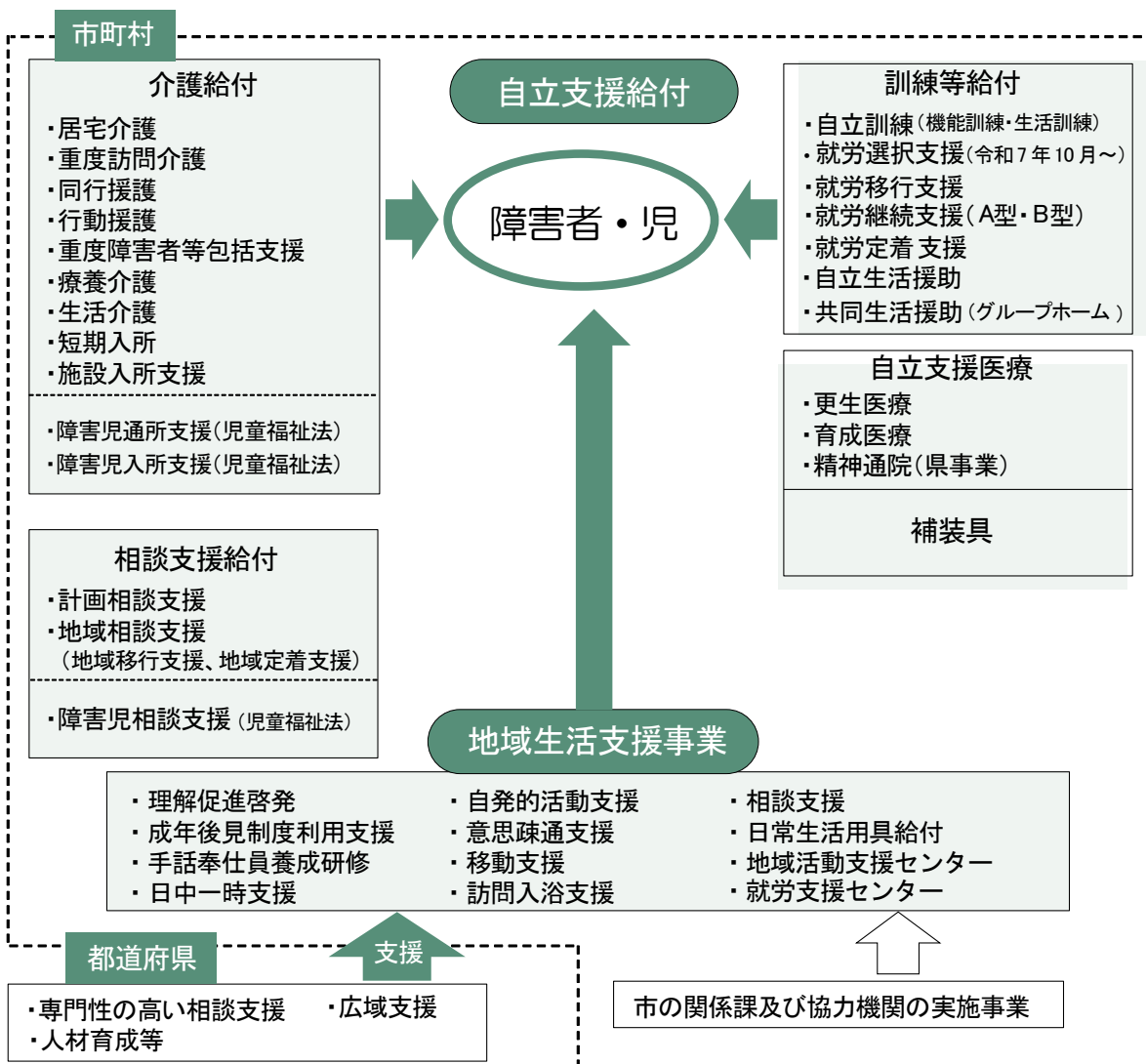
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害のある人が障害の種類や年齢、施設・居宅の枠組みを超えて利用できる共通の制度として、各種サービスを実施しています。

障害の程度やニーズに合わせて在宅生活支援や施設支援（日中と夜間のサービス）が選択できます。また、自立支援医療（第4章医療とリハビリ）や補装具（第5章住宅・用具）の給付のほか、市町村事業として位置づけられた地域生活支援事業（第6章家庭介護・在宅支援）を実施しています。

※ 介護保険制度と共通するサービスについては、介護保険制度のサービスが優先されます。

※ 事前の申請が必要です。

総合的な福祉支援システム





◎障害福祉サービス（介護給付）

介 護 給 付	居宅介護 （ホームヘルプ）	居宅において入浴・排せつ・食事等の介護を提供します。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害者・精神障害者で、常に介護を必要とする人に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供します。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害によって行動が著しく困難であって、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供します。
	療養介護	医療を必要とする人で、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話を行います。
	生活介護	常時介護を必要とする人に、主に昼間に障害者支援施設等で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	短期入所 （ショートステイ）	居宅で介護を行う人が病気の場合などに、障害者等が、短期間入所し、夜間も含め、障害者支援施設等で入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者等に、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。

※ 詳しい支給要件等は窓口で御相談ください。



◎障害福祉サービス（訓練等給付）

訓練等給付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生産能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※ 利用期限が定められています。
	就労選択支援	就労先・働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。 ※ 令和7年10月1日から開始
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動の機会を提供することによって、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 ※ 利用期限が定められています。
	就労継続支援 （A型＝雇用型） （B型＝非雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に、就労の機会や生産活動等の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。 この事業にはA型（雇用型）とB型（非雇用型）の2つのタイプがあります。 A型（雇用型） 雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で、就労移行支援事業で一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、一般企業を離職した人や、就労経験のある人が対象となります。 B型（非雇用型） 就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される人で、就労移行支援事業により一般企業の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労経験のあるもので年齢や体力の面から雇用されることが困難な人、一定の年齢に達している人が対象となります。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者と、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。 ※ 利用期限が定められています。
	自立生活援助	一人暮らしをしている障害者の理解力及び生活力を補うために、一定の期間にわたり障害者の居宅への定期的な巡回訪問や、適時のタイミングでの適切な支援を行います。 ※ 利用期限が定められています。
	共同生活援助 （グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、障害の状況に応じて入浴・排せつ・食事の介護、相談や日常生活上の援助を行います。



◎相談支援

相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するためには、市の指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画が必要になります。サービスについては、定期的に計画のモニタリングを行い、改善を図っていきます。	
	障害児相談支援	児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用するためには、障害児支援利用計画が必要になります。サービスについては、定期的に計画のモニタリングを行い、改善を図っていきます。	
	地域相談支援	地域移行支援	施設や病院等に入所・入院している障害者が地域における生活に移行できるように必要な支援（計画作成、相談など）を行います。
		地域定着支援	単身で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等ができるよう支援を行います。

◎障害児通所支援

障害児通所給付	児童発達支援	療育を必要とする就学前の障害児に日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障害児を対象に医療型児童発達支援センター等で通所により児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校在学中の療育を必要とする障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための訓練等、専門的な支援を行います。

※ 詳しい支給要件等は窓口で御相談ください。



◎障害者の利用者負担上限月額

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービスに関わらず、それ以上の負担は発生しません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※ 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一般2	一般1に該当しない世帯	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」となります。

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある人とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※ 障害児の利用者負担は下に記載してあります。

◎障害児の利用者負担上限月額

障害児通所支援等の定率負担は、所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービスに関わらず、それ以上の負担は発生しません。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）		0円
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円（注）未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	一般1に該当しない世帯		37,200円

（注）収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

◎利用者負担の軽減について

食費等実費負担に関する減免措置、グループホームの家賃補助、高額障害福祉サービス費（世帯単位の軽減措置）等があります。詳しくは、障害者福祉課にお問い合わせください。



◎障害福祉サービス・障害児通所支援の利用手続の流れ

1 サービスの相談・申請



2 本人の調査及び概況調査・審査

□調査

調査員が障害者の方の3障害共通の調査項目等について認定調査を行う。
同時にサービス利用意向の聴取を行うこともある。
なお、障害児通所給付費等については、5領域 11 項目の調査を行う。

□介護給付希望の場合

□訓練等給付・
障害児通所給付希望の場合



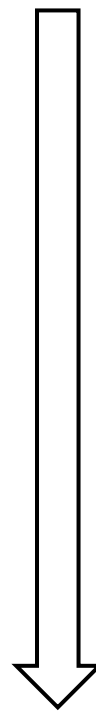
障害支援区分の一次判定
支援の必要の度合いをコンピュータにより判定



二次判定（市町村審査会）
判定資料を基に構成委員が区分の判定を行う



障害支援区分の認定



3 サービス等利用計画書の作成

利用希望者はサービス等利用計画案を指定の事業所で作成をして、市町村に提出してもらいます。市町村は提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえて、サービスの支給決定をします。

4 受給者証の発行

決定が下りたら、サービスを使うための受給者証ができますので、それを事業所へ提出します。

窓 □

障害者福祉課



②地域活動支援センター

創作活動や生産活動などの機会を提供し、社会との交流を促します。

施設名	住 所	主に対象となる方
	電 話 FAX	
地域活動支援センターのぞみ	入間郡毛呂山町毛呂本郷 682	精神障害
	049-276-2088 049-276-1739	

窓 ☐

施設へ直接お問い合わせください



このページは編集上の都合により、
意図的に余白にしています。

第4章

医療とリハビリ



第4章 医療とリハビリ

①—1 重度心身障害者医療費の助成

対象者

医療保険（国保、社保、後期高齢）に加入し、以下に該当する方

- ・ 1 級、2 級、3 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・ ㊤、A、B の療育手帳の交付を受けている方
- ・ 1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ※ 精神病床への入院費用は対象外となります（後期高齢加入者を除く）
- ・ 65 歳から 74 歳の方で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方
 - ※ 65 歳の誕生日の前日までに次の手帳の交付を受けている方、または年金の受給権を取得している方が対象です。

身体障害者手帳 4 級の一部（音声機能、言語機能または下肢機能の著しい障害等）

精神障害者保健福祉手帳 2 級

障害年金 1 級または 2 級

※ 65 歳以上で新たに重度心身障害者となった方は、助成の対象となりません。

※ 本人の前年の所得が基準額を超えた場合は助成対象外となります。

☆所得基準額（目安）

本人所得 375 万 8 千円 ÷ 年収 537 万 2 千円（扶養親族 0 人の場合）

※ 特別障害者手当の所得基準額に準拠

なお、65 歳から 74 歳の方は、障害認定を受けることにより、現在加入している医療保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）から脱退して、後期高齢者医療制度に加入し、後期高齢者医療保険料を納付することとなります。詳しくは健康保険課後期高齢者医療係へお問い合わせください。

内 容

病気やケガなどにより医療機関を受診した際、医療費の一部負担金を市が助成する制度です。

埼玉県内の指定医療機関を受診する際は、各種医療保険の被保険者等または被扶養者であることの確認を受け、重度心身障害者医療費受給者証を提示することで、窓口での支払いが不要となります。

※ 事前の申請が必要です。

対象となる医療費

（1）保険診療の一部負担金（保険者からの高額療養費、附加給付金を除いた額）

（2）入院時の食事療養標準負担額（1 / 2 の額（減額認定者等））

《助成対象とならない費用》

- ・ 医療保険診療の対象とならない費用
（診断書料などの文書料、薬容器代、健康診断、予防接種、差額ベッド代、おむつ代など）
- ・ 交通事故など第三者の行為によるケガ

こんな時は届け出てください

- ・対象者又は保護者の住所・氏名の変更があった時
- ・加入の医療保険に変更があった時

重度心身障害者医療費受給者証（保険証が変わった場合は新しい保険証も必要）をお持ちのうえ、障害者福祉課へ届け出てください（内容変更届の提出が必要です）。

助成について

	国民健康保険・社会保険加入者	後期高齢者医療保険加入者
埼玉県内の指定医療機関（現物給付対応）を受診した場合	重度心身障害者医療費受給者証を医療機関で提示することで、窓口払い不要（ただし以下の場合は、窓口支払いが必要）	
	①医療機関ごとに1ヶ月の自己負担額の合計が21,000円以上になったとき（後期高齢者医療保険加入者は、金額制限なし） ②入院時食事代 ③特定疾病（人工透析等）の薬代（後期高齢者医療保険加入者は、窓口払い不要） ④保険適用外や自費分の医療費（制度の対象外です）	
上記以外の医療機関	窓口払い必要	
	請求書に領収書を添付して市へ請求（※1）	初回の請求時に請求に係る同意をすることにより、翌月以降の請求書の提出は不要 ※ 坂戸市以外が発行した健康保険証の場合は、翌月以降も請求が必要です。
振込日 （休日にあたる場合はその直前日）	請求書を提出した月の、翌月の25日（※2）	医療機関受診月の、約5ヶ月後の25日

※1 社会保険で高額療養費・付加給付に該当する可能性がある場合、自費分、食事療費、介護保険分の助成対象外の医療費の場合は、返戻になる場合があります。

※2 国民健康保険加入者で、ひと月の1医療機関の医療費が21,000円以上になったときは、診療月の約4か月後の支払となります。

○国民健康保険・社会保険加入者の医療費請求方法について

医療機関窓口で支払い後、「重度心身障害者医療費請求書」に医療機関発行の領収書を添えて、障害者福祉課へ提出してください。

- ・領収書は1医療機関ごと（入院・外来別）月ごとにまとめ、1枚の請求書にまとめた領収書を添えてください。
- ・領収書がない場合には、重度心身障害者医療費請求書の領収書欄に証明を受けてください。
- ・領収日から5年間は請求可能です。5年を過ぎた場合は請求いただけません。



注意点

- 人工透析を受けていて院外処方されている方は、加入保険者へ請求することで還付が受けられます。詳しくは保険者へお問い合わせください。
- 請求書の提出は、障害者福祉課窓口と各出張所、郵送でも提出ができます。（郵送の場合は、市役所に届いた日が受付日となります。）
- 請求書は市ホームページからダウンロードすることもできます。また記入内容に変更がない限り、請求書はコピーしたものでもかまいません。
- 医療機関発行の領収書は、原則原本の提出となりますので、原本還付を希望する場合は、あらかじめコピーを取り、窓口で原本とコピーをお見せください。

ご理解ご協力をお願いします

- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用について医師や薬剤師に相談しましょう。
- 休日や夜間に受診するときは、平日の時間内に受診できないかもう一度考えてみましょう。
- 緊急に受診が必要なときは「救急医療機関案内」の利用を考えてみましょう。

救急医療機関案内

受診可能な医療機関の案内を行います。

電話 048-824-4199（24 時間対応） FAX 048-831-0099

窓 口

障害者福祉課



①ー2 重度心身障害者医療費の助成（精神通院医療費）

対象者

医療保険（国保、社保、後期高齢）に加入し、2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

- ※ 65歳以上で新たに重度心身障害者となった方は、助成の対象となりません。
- ※ 65歳から74歳の方で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方は①ー1「重度心身障害者医療費の助成」の対象となります。
- ※ 本人の前年の所得が基準額を超えた場合は助成対象外となります。

☆所得基準額（目安）

本人所得 375万8千円 ÷ 年収 537万2千円（扶養親族0人の場合）

- ※ 特別障害者手当の所得基準額に準拠

内 容

自立支援医療（精神通院費）で指定している医療機関の自己負担分（1割）を市が助成する制度です。その他入院費、内科・外科等の一般診療に係る通院費や保険適用外・自費分の医療費は制度の助成対象外です。

埼玉県内の指定医療機関を受診する際は、各種医療保険の被保険者等または被扶養者であることの確認を受け、重度心身障害者医療費受給者証（精神通院医療費）及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）を提示することで、窓口での支払いが不要となります。

- ※ 事前の申請が必要です。

こんな時は届け出てください

- ・対象者又は保護者の住所・氏名の変更があった時
- ・加入の医療保険に変更があった時

重度心身障害者医療費受給者証（精神通院医療費）（保険証が変わった場合は新しい保険証も必要）をお持ちのうえ、障害者福祉課へ届け出てください（内容変更届の提出が必要です）。



助成について

	国民健康保険・社会保険加入者	後期高齢者医療保険加入者
埼玉県内の指定医療機関（現物給付対応）を受診した場合	重度心身障害者医療費受給者証（精神通院医療費）及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）を自立支援医療の指定医療機関で提示することで、窓口払い 不要 （ただし以下の場合は、窓口支払いが必要）	
	①医療機関ごとに1ヶ月の自己負担額の合計が21,000円以上になったとき（後期高齢者医療保険加入者は、金額制限なし） ②保険適用外や自費分の医療費（制度の対象外です）	
上記以外の医療機関	窓口払い 必要	
	請求書に領収書を添付して市へ請求（※1）	初回の請求時に請求に係る同意をすることにより、翌月以降の請求書の提出は不要 ※ 坂戸市 以外 が発行した健康保険証の場合は、翌月以降も請求が必要です。
振込日 （休日にあたる場合はその直前日）	請求書を提出した月の、翌月の25日（※2）	医療機関受診月の、約5ヶ月後の25日

※1 社会保険で高額療養費・付加給付に該当する可能性がある場合、自費分、食事療費、介護保険分の助成対象外の医療費の場合は、返戻になる場合があります。

※2 国民健康保険加入者で、ひと月の1医療機関の医療費が21,000円以上になったときは、診療月の約4か月後の支払となります。

○国民健康保険・社会保険加入者の医療費請求方法について

医療機関窓口で支払い後、「重度心身障害者医療費請求書」に医療機関発行の領収書を添えて、障害者福祉課へ提出してください。

- ・領収書は1医療機関ごと（入院・外来別）月ごとにまとめ、1枚の請求書にまとめた領収書を添えてください。
- ・領収書がない場合には、重度心身障害者医療費請求書の領収書欄に証明を受けてください。
- ・領収日から5年間は請求可能です。5年を過ぎた場合は請求いただけません。

**注意点**

- 請求書の提出は、障害者福祉課窓口と各出張所、郵送でも提出ができます。
(郵送の場合は、市役所に届いた日が受付日となります。)
- 請求書は市ホームページからダウンロードすることもできます。また記入内容に変更がない限り、請求書はコピーしたものでもかまいません。
- 医療機関発行の領収書は、原則原本の提出となりますので、原本還付を希望する場合は、あらかじめコピーを取り、窓口で原本とコピーをお見せください。

ご理解ご協力をお願いします

- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用について医師や薬剤師に相談しましょう。
- 休日や夜間に受診するときは、平日の時間内に受診できないかもう一度考えてみましょう。
- 緊急に受診が必要なときは「救急医療機関案内」の利用を考えてみましょう。

救急医療機関案内

受診可能な医療機関の案内を行います。

電話 048-824-4199 (24 時間対応)

FAX 048-831-0099

窓 口

障害者福祉課



②ひとり親家庭等医療費の助成

対象者

離婚、死別等で父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害がある子どもを育てている方に支給されます。

ただし、本人などの前年の所得が限度額以上の場合は支給停止となります。

※ 父または母の障害及び所得制限額については、児童扶養手当に準じた支給要件があります。

内 容

病気やケガなどにより医療機関を受診した際、医療費の一部負担金を市が助成する制度です。

埼玉県内の指定医療機関を受診する際は、ひとり親家庭等医療費受給者証と保険証等提示することで、窓口での支払いが不要です。ただし、保険外や自費分の医療費等は窓口での支払いが必要です。

窓 口

こども支援課

③自立支援医療費（育成医療）

内 容

支給認定を受けることで、指定医療機関による診察、治療、手術などの本人負担額を1割に軽減します。さらに、世帯の所得状況に応じて、負担上限額が設定されます。

※ 事前の申請が必要です。

育成医療の対象となる医療

現在ある障害が将来的に残存すると認められる児童（18歳未満）について、治療することにより障害等が改善されるなど効果が期待できる場合に育成医療（手術、治療）の対象となります。

負担上限額

④自立支援医療費（更生医療）の表と同様です。

窓 口

障害者福祉課



④自立支援医療費（更生医療）

内 容

支給認定を受けることで、更生医療の対象となる医療を受けた場合の自己負担額を1割に軽減します。さらに、世帯の所得状況に応じて、負担上限額が設定されます。

※ 事前の申請が必要です。

更生医療の対象となる医療

障害が継続している方（18歳以上の身体障害者手帳所持者）の障害の状態を軽減するもので、更生医療（手術、治療）を受けることにより、機能障害等が改善されるなど治療効果が期待されるものについて対象となります。

- ・ 肢体不自由によるもの
- ・ 視覚障害によるもの
- ・ 聴覚、平衡機能障害によるもの
- ・ 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの
- ・ 内臓障害によるもの（心臓、腎臓、小腸、肝臓機能障害）
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害によるもの

負担上限額

区分	対象となる世帯	月額上限額	月額上限額 ※重度かつ継続
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得1	市民税非課税世帯で、本人の収入が80万9千円以下の世帯（※）	2,500円	
低所得2	市民税非課税世帯で、本人の収入が80万9千円を超える世帯（※）	5,000円	
中間1	市民税所得割額3万3千円未満	医療保険の 自己負担限度額	5,000円
中間2	市民税所得割額3万3千円以上23万5千円未満		10,000円
一定所得以上	市民税所得割額23万5千円以上	公費負担の 対象外	20,000円

※ 令和8年7月から年収約82万6,500円が基準となる予定です。

※ 重度かつ継続の該当になる方

- ・ じん臓機能に対する人工透析、移植術及び移植後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、肝臓機能障害に対する移植術及び移植後の抗免疫療法、免疫機能障害に対する抗HIV療法を受けている方
- ・ 医療保険の高額療養費多数該当の方

窓 □

障害者福祉課



⑤自立支援医療費（精神通院医療）

内 容

支給認定を受けることで、指定医療機関による精神疾患の外来通院（院外薬局に係る薬代、訪問看護やデイケアなどの費用も含む）に係る本人負担額を1割に軽減します。さらに、世帯の所得状況に応じて、負担上限額が設定されます。

※ 事前の申請が必要です。

精神通院医療の対象となる医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神疾患をもち、通院による医療が継続的に必要とされる方が対象となります。

- ・統合失調症
- ・精神作用物質による急性中毒またはその依存症
- ・発達障害
- ・精神病質その他の精神疾患

※ 対象となるのは通院のみです。入院は対象外となります。

負担上限額

④自立支援医療費（更生医療）の表と同様です。

※ 重度かつ継続の該当になる方

- ・統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害等の方、または集中・継続的な医療を要する者と精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方

窓 □

障害者福祉課

⑥特定疾病療養受療証の交付

内 容

高額な治療を長期間継続して行う必要がある血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害・人工透析が必要な慢性腎不全・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を病院などの窓口に提示することで、自己負担額が1つの医療機関につき1か月1万円※までとなります。

※ 慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者の方は、自己負担額が1つの医療機関につき1か月2万円までになります（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）。

窓 □

国民健康保険に加入されている方は

健康保険課へ

後期高齢者医療制度に加入されている方は

健康保険課へ

社会保険に加入されている方は

加入されている社会保険へ



⑦指定難病等医療給付制度

内 容

指定難病または特定疾患の治療を受けている方が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部または一部を、県が公費負担することにより、指定難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、医療費の負担軽減を図る制度です。

指定難病の対象となる疾病は、埼玉県のホームページをご確認ください。

【埼玉県 HP】



<https://www.pref.saitama.lg.jp/index.html>

窓 □

坂戸保健所 坂戸市石井2327-1

電話 049-283-7815 FAX 049-284-2268

⑧埼玉県障害者歯科相談医制度

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方、または同様の障害のある方（寝たきりの高齢者も含む）

内 容

一般の歯科診療所での治療が困難な障害者の方に対し、障害者歯科相談医が相談を受け、必要な口腔衛生指導管理を行います。また、必要に応じて専門歯科診療所（埼玉県総合リハビリテーションセンター、そうか光生園、嵐山郷、あさか向陽園、皆光園）への紹介も行っています。

市内の相談医

相談医	診療所名称	住所	電話	FAX
平沼 康彦	平沼歯科医院	本町9-5 長峰ビル2F	049-282-5099	049-282-5099

※ まずは、お電話にてご相談ください。

また、埼玉県歯科医師会口腔保健センターにおいても障害者（児）の歯科診療を行っています。

埼玉県歯科医師会口腔保健センター

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ4F

電話 048-835-3210 FAX 048-835-3220

窓 □

- ・障害者福祉課
- ・坂戸市立市民健康センター
坂戸市石井2327-3
電話 049-284-1621 FAX 049-284-3939
- ・埼玉県保健医療部健康長寿課
電話 048-830-3585 FAX 048-830-4804



⑨在宅歯科医療推進拠点

在宅歯科医療にかかわる相談窓口の設置準備中です。準備が整い次第広報・HP 等で周知いたしますのでお待ちください。

第5章

住宅・用具



第5章 住宅・用具

①補装具費の支給

内 容

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものをいいます。労災法、自賠責、健康保険による治療用装具、または介護保険の対象となる品目は、それらの制度を優先して利用することとなります。補装具費支給制度の自己負担額は、原則として基準額の1割です。ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。また、世帯の所得によっては、公費負担の対象外となることもあります。補装具費の支給品目は下記ようになります。

※ 介護保険を利用できる方で、介護保険の福祉用具に同様の種目があるものについては介護保険が優先になります。

※ 事前の申請が必要です。

補装具の種類

肢体不自由関係	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
視覚障害関係	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害関係	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置修理
身体障害児のみ	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
借受け関係	義肢/装具/座位保持装置の完成用部品、 重度障害者用意思伝達装置、歩行器、座位保持椅子

※ 借受けは、①身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合、②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合、③補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合に限ります。

世帯の収入状況	自己負担額	負担上限月額
生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯	0円	0円
市町村民税課税世帯	基準額の1割	37,200円

※ 18歳以上の対象者及びその配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の場合には、この制度の対象外となります。

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者については、障害者本人とその配偶者とし、18歳未満の障害児については、保護者の属する住民基本台帳での世帯とします。

窓 □

障害者福祉課

②難聴児補聴器購入費の助成**対象者**

次のすべてに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある難聴児

- いずれかの耳または両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないもの。
- 医師が補聴器の使用を認めていること。

内 容

補聴器購入費及び修理費を助成します。自己負担額は、原則として基準額の1割です。ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。

※ 事前の申請が必要です。

世帯の収入状況	自己負担額	負担上限月額
生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯	0円	0円
市町村民税課税世帯	基準額の1割	37,200円

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の助成対象児童については助成対象児童とその配偶者とし、18歳未満の助成対象児童については保護者の属する住民基本台帳での世帯とします。

※ 基準額を超えた分は、全額自己負担になります。

窓 口

障害者福祉課

③日常生活用具の給付**内 容**

日常生活を営むのに支障がある在宅の障害者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行っています。自己負担額は、原則として基準額の1割です。ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。また、世帯の税額によっては給付の対象外となることがあります。

※ 点字図書の給付を受けたときの利用者負担は、当該点字図書の一般図書の購入価格相当額になります。

※ 介護保険を利用できる方で、介護保険の福祉用具に同様の種目があるものについては介護保険が優先になります。

※ 事前の申請が必要です。

世帯の収入状況	自己負担額	負担上限月額
生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯	0円	0円
市町村民税課税世帯	基準額の1割	37,200円

※ 18歳以上の対象者及びその配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の場合には、この制度の対象外となります。

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者は、障害者本人とその配偶者とし、18歳未満の障害児については、保護者の属する住民基本台帳での世帯とします。

※ 基準額を超えた分は、全額自己負担になります。

対象者要件及び種目

次ページ以降を参照してください。



第5章 住宅・用具

日常生活用具対象障害者一覧表

種目	介護 保険	世帯 要件	肢体不自由			平衡	視覚	聴覚	音声 言語	内部	知的	精神	難病
			上肢	下肢	体幹								
特殊寝台	有	—	—	2級 以上	2級 以上	—	—	—	—	—	—	—	△
特殊マット	有	—	—	1級	1級	—	—	—	—	—	—	—	△
特殊尿器	有	—	—	1級	1級	—	—	—	—	—	—	—	△
入浴担架	有	—	—	2級 以上	2級 以上	—	—	—	—	—	—	—	—
体位変換器	有	—	—	2級 以上	2級 以上	—	—	—	—	—	—	—	△
移動用リフト	有	—	—	2級 以上	2級 以上	—	—	—	—	—	—	—	△
訓練椅子（障害児向け）	—	—	—	2級 以上	2級 以上	—	—	—	—	—	—	—	—
訓練用ベッド（障害児向け）	—	—	—	2級 以上	2級 以上	—	—	—	—	—	—	—	△
入浴補助用具	有	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	△
便器	有	—	—	2級 以上	2級 以上	—	—	—	—	—	—	—	△
頭部保護帽	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	㊤・A	○	—
T字状・棒状のつえ	—	—	—	6級 以上	6級 以上	—	—	—	—	—	—	—	—
移動・移乗支援用具	有	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	△
特殊便器	有	—	2級 以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△
トイレチェアー	有	—	△	△	△	△	—	—	—	—	—	—	—
車椅子用段差昇降機	有	—	—	△	△	△	—	—	—	△	—	—	—
火災警報機	—	有	3級 以上	3級 以上	3級 以上	3級 以上	3級 以上	3級 以上	3級 以上	3級 以上	㊤・A	○	—
自動消火器	—	有	2級 以上	2級 以上	2級 以上	2級 以上	2級 以上	2級 以上	2級 以上	2級 以上	㊤・A	○	△
電磁調理器	—	有	—	—	—	—	2級 以上	—	—	—	—	—	—
歩行時間延長信号機用小型送信機	—	—	—	—	—	—	2級 以上	—	—	—	—	—	—
視覚障害者用誘導装置	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
聴覚障害者用屋内信号装置	—	有	—	—	—	—	—	2級 以上	—	—	—	—	—
携帯用信号装置	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
透析液加温器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	じん臓 3級以上	—	—	—

種目	介護 保険	世帯 要件	肢体不自由			平衡	視覚	聴覚	音声 言語	内部	知的	精神	難病
			上肢	下肢	体幹								
ネブライザー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	呼吸器 3級以上	—	—	△
電器式たん吸引器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	呼吸器 3級以上	—	—	△
酸素ボンベ運搬車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	呼吸器 機能障害	—	—	—
視覚障害者用体温計（音声式）	—	有	—	—	—	—	2級 以上	—	—	—	—	—	—
視覚障害者用体重計	—	有	—	—	—	—	2級 以上	—	—	—	—	—	—
携帯用会話補助装置	—	—	△	△	△	△	—	—	△	—	—	—	—
情報・通信支援用具	—	—	2級 以上	—	—	—	2級 以上	—	—	—	—	—	—
点字ディスプレイ	—	—	—	—	—	—	△ （重複）		—	—	—	—	—
点字器	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
点字タイプライター	—	—	—	—	—	—	2級 以上	—	—	—	—	—	—
視覚障害者用ポータブルレコーダー	—	—	—	—	—	—	2級 以上	—	—	—	—	—	—
視覚障害者用活字文書等読上げ装置	—	—	—	—	—	—	2級 以上	—	—	—	—	—	—
視覚障害者用拡大読書器	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
視覚障害者用時計	—	—	—	—	—	—	2級 以上	—	—	—	—	—	—
聴覚障害者用通信装置	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—
聴覚障害者用情報受信装置	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
文字放送ラジオ	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
人工喉頭	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—
点字図書	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
ストーマ装具等（ストーマ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—
ストーマ装具等（紙おむつ等）	—	—	—	△	△	—	—	—	—	—	—	—	—
収尿器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	有	—	—	3級 以上	3級 以上	—	—	—	—	—	—	—	△
動脈血中酸素飽和度測定器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△
発動発電機又は 人工呼吸器外部バッテリー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△



第5章 住宅・用具

対象者要件及び種目

名称に◎が付いているものは介護保険給付が優先です。

種目	対象障害者等	性能	耐用年数	基準額
特殊寝台 ◎	1 下肢または体幹機能障害 2 級以上の障害者等 2 寝たきりの状態にある難病 患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000 円
特殊マット ◎	1 下肢または体幹機能障害 1 級であって、常時介護を必要とする障害者等 2 寝たきりの状態にある難病 患者等	じょくそうの防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600 円
特殊尿器 ◎	1 下肢または体幹機能障害 1 級であって、常時介護を必要とする障害者等 2 自力で排尿できない難病 患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等または介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000 円
入浴担架 ◎	下肢または体幹機能障害 2 級以上であって、入浴に介助を必要とする障害者等	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400 円
体位変換器 ◎	1 下肢または体幹機能障害 2 級以上であって、下着交換等の介助を必要とする障害者等 2 寝たきりの状態にある難病 患者等	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000 円
移動用リフト ◎	1 下肢または体幹機能障害 2 級以上の障害者等 2 下肢または体幹機能に障害を有する難病患者等	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	4年	159,000 円
訓練いす	下肢または体幹機能障害 2 級以上であって、原則として 3 歳以上の障害児	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100 円
訓練用ベット	1 下肢または体幹機能障害 2 級以上であって、原則として学齢以上の障害児 2 下肢または体幹機能に障害を有する難病患者等	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200 円
入浴補助用具 ◎	1 下肢または体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする障害者等 2 入浴に介助を必要とする難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等または介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000 円
便器 ◎	1 下肢または体幹機能障害 2 級以上の障害者等 2 常時介護を必要とする難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができるもの）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450 円

種目	対象障害者等	性能	耐用年数	基準額
T字状・棒状のつえ	下肢または体幹機能障害6級以上の障害者等	1 外装はニスで塗装され、十分な強度を有する木製のもの 2 軽金属製のもの	3年	1 2,266 円 2 3,090 円
頭部保護帽	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害を有する障害者等またはてんかんの発作等により頻繁に転倒する重度若しくは最重度の知的障害若しくは精神障害を有する障害者等	ヘルメット型で、転倒の際に衝撃から頭部を保護できるもの 1 スポンジ、革が主材料 2 スポンジ、革、プラスチックが主材料	3年	1 12,768 円 2 30,870 円
移動・移乗支援用具 ◎	1 平衡機能または下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等に介助を必要とする障害者等 2 下肢が不自由な難病患者等	障害者等の身体機能の状態を十分踏まえた手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有するものであること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000 円
特殊便器 ◎	1 上肢障害2級以上の障害者等 2 上肢機能に障害を有する難病患者等	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200 円
トイレチェアー ◎	頸（けい）髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない障害者等	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	—	81,000 円
車いす用段差異降機 ◎	常時車いすを使用する障害者等	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度の場合であって、車いすに乗ったままの状態で昇降が可能なもの	—	260,000 円
火災警報機	身体障害者等級3級以上の身体障害、重度若しくは最重度の知的障害または精神障害を有する障害者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500 円
自動消火器	身体障害者等級2級以上の身体障害、重度若しくは最重度の知的障害または精神障害を有する障害者等及び難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	28,700 円
電磁調理器	視覚障害2級以上の障害者等（視覚障害者2級以上の障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者及び視覚障害児（以下「視覚障害者等」という。）が容易に使用し得るもの	6年	41,000 円



第5章 住宅・用具

種目	対象障害者等	性能	耐用年数	基準額
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上の障害者等	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
視覚障害者用 誘導装置	音声による誘導を必要とする 視覚障害者等	音声による目的物（位置）等の確認 が可能となるもの	—	56,000円
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級の障害者等（聴 覚障害者及び聴覚障害児（以 下「聴覚障害者等」とい う。）のみの世帯及びこれに 準ずる世帯で日常生活上必要 と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知 覚できるもの	10年	87,400円
携帯用信号装 置	視覚・触覚によらなければ呼 出し等に応じることができな い聴覚障害者等	送信機と受信機を1組とし、送信機 による合図（呼出し）が触覚等によ り知覚できるもので、携帯可能なも の	—	18,000円
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で、自 己連続携帯式腹膜灌（かん） 流法（CAPD）による人工 透析療法を行う障害者等	透析液を加温し、一定温度に保つも の	5年	51,500円
ネブライザー	1 呼吸器機能障害3級以上 の障害者等 2 音声機能若しくは言語機 能の障害、そしゃく機能の 障害又は肢体不自由を有 し、喀痰が困難なため日常 生活上必要と認められる障 害者等 3 呼吸器機能に障害を有す る難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
電気式たん吸 引器	1 呼吸器機能障害3級以上 の障害者等 2 音声機能若しくは言語機 能の障害、そしゃく機能の 障害又は肢体不自由を有 し、喀痰が困難なため日常 生活上必要と認められる障 害者等 3 呼吸器機能に障害を有す る難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
酸素ポンベ運 搬車	医療保険における在宅酸素 療法を行う障害者等	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
視覚障害者用 体温計（音声 式）	視覚障害2級以上の障害者等 （視覚障害者2級以上の障害 者等のみの世帯及びこれに準 ずる世帯）	視覚障害者等が容易に使用し得る もの	5年	9,000円
視覚障害者用 体重計	視覚障害2級以上の障害者等 （視覚障害者2級以上の障害 者等のみの世帯及びこれに準 ずる世帯）	視覚障害者等が容易に使用し得るも の	5年	18,000円
携帯用会話補 助装置	音声機能若しくは言語機能障 害または肢体不自由であっ て、発声・発語に著しい障害 を有する障害者等	携帯式で、ことばを音声または文章 に変換する機能を有し、障害者等が 容易に使用し得るもの	5年	98,800円

種目	対象障害者等	性能	耐用年数	基準額
情報・通信 支援用具	重度の視覚障害または上肢機能障害を有する障害者等	情報機器（パーソナルコンピュータ）の周辺機器やソフト等で障害者等が容易に使用し得るもの 1 視覚障害 ア 視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト イ 画面拡大ソフト ウ 画面音声化ソフト 2 上肢不自由 ア インテリキー イ ジョイスティック	—	100,000 円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）の重複障害者等	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年	383,500 円
点字器	主に、点字で情報を入手している視覚障害者等	1 標準型 ア 32 マス 18 行、両面書真鍮（ちゅう）板製 イ 32 マス 18 行、両面書プラスチック製 2 携帯用 ア 32 マス 4 行、片面書アルミニウム製 イ 32 マス 12 行、片面書プラスチック製	標準型 7 年 携帯用 5 年	1 標準型 ア 10,712 円 イ 16,798 円 2 携帯用 ア 17,416 円 イ 11,699 円
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上であって、本人が就労若しくは就学をしているかまたは就労が見込まれる障害者等	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5 年	63,100 円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上の障害者等	1 音声等により操作ボタンを知覚し、または認識することができ、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの 2 音声等により操作ボタンを知覚し、または認識することができ、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	6 年	1 85,000 円 2 35,000 円



第5章 住宅・用具

種目	対象障害者等	性能	耐用年数	基準額
視覚障害者用活字文書等読上げ装置	視覚障害2級以上の障害者等	1 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの 2 取り付けたICタグからその物品等の名称を音声により再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年	1 99,800 円 2 59,800 円
視覚障害者用拡大読書器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害者等	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000 円
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の障害者等。ただし、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な障害者等を原則とする。	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	10年	触読時計 10,300 円 音声時計 13,300 円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害または発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害者等	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	71,100 円
聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害者等	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年	88,900 円
文字放送ラジオ	文字による情報を必要とする聴覚障害者等	FM文字多重放送の受信が可能なもの	—	23,000 円
人工喉（こう）頭	喉（こう）頭を摘出した音声言語障害を有する障害者等	1 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 2 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,150 円 電動式 72,203 円
点字図書	主に、点字により情報を入力している視覚障害者等	点字により作成された図書（月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。）	—	点字図書価格

種目	対象障害者等	性能	耐用年数	基準額
ストーマ装具等	1 ストーマ装具 ストーマ造設者のうち、 ぼうこうまたは直腸機能障 害の障害者等	1 ストーマ装具 ア 消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密 封型または下部開放型の収納袋で ラテックス製またはプラスチック フィルム製のもの イ 尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密 封型の収尿袋で尿処理用のキャッ プ付のラテックス製またはプラス チックフィルム製のもの	—	1 ストーマ装具 ア 消化器系 月 8,858 円 イ 尿路系 月 11,639 円
	2 紙おむつ等 ア 治療によって軽快の見込み のないストーマ周辺の皮膚 の著しいびらん又はストー マの変形のためストーマ装 具を装着することができな い障害者等、先天性疾患に 起因する神経障害による高 度の排尿機能障害又は高度 の排便機能障害を有する障 害者等及び先天性鎖肛に対 する肛門形成術に起因する 高度の排便機能障害を有す る障害者等であって、紙お むつ等の用具類を必要とす るもの イ 脳性まひ等脳原性運動機能 障害により排尿又は排便の 意思表示が困難な障害者等 であって、紙おむつ等の用 具類を必要とするもの	2 紙おむつ及び尿取りパッド	—	2 紙おむつ等 月 12,000 円
収尿器	排尿を自分の意志で調節す ることが困難なため、常時失禁 が生じている障害者等	1 男性用（採尿器と蓄尿袋で構成 し、尿の逆流防止装置を付けるも の） ア 普通型 イ 簡易型 2 女性用 ア 普通型（耐久性ゴム製採尿袋 を有するもの） イ 簡易型（ポリエチレン製の採 尿袋導尿ゴム管付のもの）	—	1 男性用 ア 7,931 円 イ 5,871 円 2 女性用 ア 8,755 円 イ 6,077 円



第5章 住宅・用具

種目	対象障害者等	性能	耐用年数	基準額
居宅生活動作補助用具（住宅改修）◎	1 下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）により障害等級3級以上の障害者等（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の障害者等） 2 下肢または体幹機能に障害を有する難病患者等	障害者等の移動等を円滑にする用具のうち、次に掲げる小規模な住宅改修を伴うもの 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更 4 引き戸等の扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他1から5までの住宅改修に付帯して市長が必要と認める住宅改修	—	200,000 円
動脈血中酸素飽和度測定器	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	—	157,500 円
発電発電機又は人工呼吸器外部バッテリー	在宅で常時人工呼吸器を使用する障害者等	災害時の非常用電源として、居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給できるものであって、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの 1 自家発電機（インバーターを含む。） 2 ポータブル蓄電池 3 人工呼吸器専用の外付けバッテリー（充電器を含む。）	15年 25年 32年	1 100,000 円 2 100,000 円 3 50,000 円

- 備考1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢または体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 ストーマ装具等の給付については、入院者及び施設入所者も対象とする。
- 4 点字図書の給付については、対象障害者等1人につき、年間6タイトルまたは24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。
- 5 点字図書の給付については、市長が別に定めるところによる。
- 6 居宅生活動作補助用具（住宅改修）の給付については、家主の承諾を必要とする。

窓



障害者福祉課

④ストーマ装具等の申請方法について

内 容

日常生活用具のストーマ装具等は、基準額の範囲内において、購入に係る費用を補助する制度です。自己負担額は、原則として基準額の1割となります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。世帯員の税額によっては給付の対象外となることがあります。

※ 事前の申請が必要です。

基 準 額

- ・ストーマ装具（消化器系） 月 8,858円（6か月分で53,148円）
- ・ストーマ装具（尿路系） 月 11,639円（6か月分で69,834円）
- ・紙おむつ等 月 12,000円（6か月分で72,000円）

世帯の収入状況	自己負担額	負担上限月額
生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯	0円	0円
市町村民税課税世帯	基準額の1割	37,200円

※ 18歳以上の対象者及びその配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の場合には、この制度の対象外となります。

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者は、障害者本人とその配偶者とし、18歳未満の障害児については、保護者の属する住民基本台帳での世帯とします。

※ 基準額を超えた分は、全額自己負担になります。

申請方法

ストーマ装具等をご利用の方は、毎年2月頃（4月～9月の6か月分）と8月頃（10月～翌年3月の6か月分）に障害者福祉課へ申請をしてください。申請の際には手帳を持参してください。

※ 未使用のストーマ装具等が、ある程度の量残っている場合は、必ずしも上記の期間での申請の必要はありませんので、御相談ください。

窓 口

障害者福祉課

⑤ストーマ装具等の医療費控除

内 容

ストーマ装具や紙おむつの費用について、医師が証明書を発行した場合には、医療費控除の対象となります（市において助成している費用については対象外です。）。

窓 口

川越税務署

川越市並木 452-2

電話 049-235-9411



⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）

対象者

下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）により障害等級3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方

※ 特殊便器への取替えを希望する場合は、上肢2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方となります。

※ 所得が一定基準以下の方（詳細は、窓口でおたずねください。）

内 容

障害者等の移動等を円滑にする用具のうち、次に掲げる小規模な住宅改修を伴うもの

- 1 手すりの取付け
- 2 段差の解消
- 3 滑り防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更
- 4 引き戸等の扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 その他1から5までの住宅改修に付帯して市長が必要と認める住宅改修

※ 事前の申請が必要です。

※ 介護保険を利用できる方は介護保険が優先となります。

※ 所得が一定基準以下の方（詳細は窓口でおたずねください。）

窓 □

障害者福祉課

※ 介護保険を利用できる方は、高齢者福祉課

⑦重度身体障害者居宅改善整備費の補助

対象者

下肢または体幹が1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方

※ 所得が一定基準以下の方（詳細は、窓口でおたずねください。）

内 容

重度身体障害者の日常生活における利便を図るため、居室、便所、浴室等居宅の部分を障害に應じ、使いやすく改造する場合、1件当たり、36万円の範囲で、その3分の2（24万円以内）を補助します。生活保護世帯については、36万円を限度として、全額補助します（千円未満は切り捨て）。

※ 事前の申請が必要です。

※ なお、介護保険の住宅改修、または日常生活用具の居宅生活動作補助用具に該当する内容の住宅改修は補助対象外となります。

※ 所得が一定基準以下の方（詳細は窓口でおたずねください。）

窓 □

障害者福祉課

※ 介護保険を利用できる方は 高齢者福祉課へ



⑧既存住宅をバリアフリー改修した場合の固定資産税の減額措置

令和13年3月31日までの間に行った住宅バリアフリー改修工事について、次の要件に該当する場合は、申告することにより、その家屋に係る翌年度分の固定資産税額を1/3減額措置します。

主な要件

①居住者の要件（下記のいずれかに該当する方）

- ・65歳以上の方（工事が完了した翌年1月1日現在）
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障害のある方

②家屋の要件

- ・新築から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く。）
- ・改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下

③バリアフリー改修工事の内容

- ・廊下の拡幅
- ・手すりの取付け
- ・階段の勾配の緩和
- ・床の段差の解消
- ・浴室の改良
- ・引き戸への取替え
- ・便所の改良
- ・床表面の滑り止め化

④工事の要件

国または地方公共団体から交付される補助金や介護保険からの給付等を除いた自己負担額が50万円を超えるものであること。

減額を受けるための手続

バリアフリー改修工事完了後3か月以内に、住宅バリアフリー改修に係る固定資産税軽減適用申告書に、必要書類を添えて提出してください。

添付書類

- ・工事明細書の写し・写真等（工事内容が確認できるもの）
- ・領収書等の写し（工事費用が確認できるもの）
- ・下記のいずれかの書類
 - ①65歳以上の方が居住者・・・住民票の写し
 - ②要介護認定または要支援認定を受けている方が居住者
・・・介護被保険証の写し
 - ③障害のある方が居住者
・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し

注意事項

減額対象床面積は、1戸当たり100㎡までです。

（区分所有建物の場合は、専有部分面積になります。）

窓 □

課税課 家屋係



⑨車いすの貸出し

内 容

事故、病気等により日常生活に一時的に支障があるときなどに、最長3か月間車いすを貸出しています。

費 用

無料

窓 口

坂戸市社会福祉協議会

坂戸市石井 2327-6 （坂戸市福祉センター内）

電話 049-283-1597 FAX 049-289-3911

⑩市営住宅・県営住宅の入居

内 容

市営住宅入居者を募集する際には、入居資格、申込み期間、申込み方法等を「広報さかど」「坂戸市ホームページ」でお知らせします。

また、県営住宅入居者を募集する際には、入居資格、申込み期間、申込み方法等を「彩の国だより」「入居者募集のご案内」「埼玉県住宅供給公社ホームページ」でお知らせします。

窓 口

- ・施設管理課

- ・埼玉県住宅供給公社

さいたま市浦和区仲町 3-12-10

電話 048-829-2863 FAX 048-825-1822

⑪小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

内 容

小児慢性特定疾病を患っている児童に、次頁の表の日常生活用具を給付します。

※ 事前の申請が必要です。

費 用

世帯の収入状況により費用がかかります。

詳しくは以下の窓口にご相談下さい。

窓 口

障害者福祉課

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（尿路系）	人工ぼうこうを造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの



⑫埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度

内 容

障害者世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅や仲介業者の住宅情報を提供し、住まい探しをサポートします。

窓 口

埼玉県都市整備部住宅課 マンション担当

さいたま市浦和区高砂3-15-1（第二庁舎1階東）

電話 048-830-5573

第6章

家庭介護・在宅支援



第6章 家庭介護・在宅支援

①移動支援事業

対象者

外出時に支援が必要な以下の方

- ・身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者（児）、全身性障害者（児）の方（同行援護の対象者は、同行援護が優先となります。）
- ・療育手帳の交付を受けている方（重度訪問介護、行動援護の対象者を除く）
- ・知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障害と判定された方
- ・医師により発達に障害があると診断された方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（行動援護の対象者を除く）
- ・障害者総合支援法施行令で定める難病患者の方

内 容

屋外での移動に困難がある方の一日の範囲内での外出で、下記に該当するものを支援する事業です。なお、利用時間は月 40 時間を上限とします。

- ・社会生活上必要不可欠な外出
- ・余暇活動など社会参加のための外出

※ 事前の申請が必要です。

※ 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や、通年かつ長期にわたる外出は対象となりません。

利用料

- ・市民税課税世帯の方は 30 分あたり 100 円
- ・市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は 0 円

窓 口

障害者福祉課

②生活サポート事業

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている在宅の方、または障害者総合支援法施行令で定める難病患者の方（事前に市へ申請し、生活サポート事業利用者券の交付を受けた方）、医師により発達に障害があると判断された方。

内 容

障害のある方や家族の生活を支えるために、個々の生活にあった多様なサービスを提供している民間団体のサービスを利用できる事業です。年間 150 時間を限度に利用料金の補助があります（申請が年度途中の場合、1 ヶ月あたり 12.5 時間として計算します）。なお、費用の一部自己負担（950 円／時間）があります。

※ 事前の申請が必要です。

サービスの種類

- ・一時預かり（日中、夜間）
- ・派遣による介護サービス（入浴介助や食事介助、排泄介助など）※ 家事援助を除く
- ・送迎サービス
- ・外出援助サービス

窓 口

障害者福祉課



③日中一時支援事業

対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障害と判定された方
- ・医師により発達に障害があると診断された方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・障害者総合支援法施行令で定める難病患者の方

内 容

障害者等の日中における活動の場を提供することにより、障害者等の家族の就労支援や、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するための事業です。

※ 事前の申請が必要です。

利用料

(ア) イに該当しない利用者

(イ) 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している利用者

区分	一日の利用時間		入浴サービス	送迎サービス
	4時間以内の場合	4時間を超える場合		
ア	177 円	355 円	1 回	片道 1 回
イ	486 円	972 円	40 円	54 円

※ 市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は 0 円

窓 口

障害者福祉課



④在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業への補助

内 容

医療的ケアを必要とする重症心身障害児等を在宅で介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するため、対象児等を短期入所または日中一時支援事業で受け入れた補助対象事業所に対し、補助金を交付します。

対象者

- ・医療的ケアが必要な重症心身障害児等（別表に該当する在宅の障害児等）

補助対象事業所

- ・医療機関または医療型障害児入所施設が運営する指定短期入所事業所
- ・看護師等が配置され対象児等の受け入れ体制が整っている日中一時支援事業所

別 表

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複し、かつ、次の表の項目のいずれかに該当する状態が6か月以上継続する者であること。

番号	項目	点数
1	レスピレーター管理（※1）	10点
2	気管内挿管、気管切開	8点
3	鼻咽頭エアウェイ	5点
4	O ₂ 吸入またはSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	5点
5	1回／時間以上頻回の吸引	8点
	6回／日以上頻回の吸引	3点
6	ネブライザー 6回／日以上または継続使用	3点
7	I V H	10点
8	経口摂取（全介助）（※2）	3点
	経管（経鼻・胃ろうを含む。）（※2）	5点
9	腸ろう・腸管栄養（※2）	8点
	持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	3点
10	手術または服薬によっても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回／日以上	3点
11	継続する透析（腹膜灌流を含む。）	10点
12	定期導尿（3回／日以上）（※人工膀胱を含む。）	5点
13	人工肛門	5点
14	体位変換（6回／日以上）	3点

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン、NIPPV、CPAP等は、レスピレーター管理に含む。

※2 8及び9は、経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択する。

窓 □

障害者福祉課



⑤訪問入浴サービス（移動浴そう車の派遣）

対象者

家庭において日常入浴することが困難な方で、下肢または体幹の機能障害で1級の身体障害者手帳の交付を受けている方または障害者総合支援法施行令で定める難病患者の方で障害部位が下肢もしくは体幹機能である方

内 容

月数回程度、移動浴そう車を派遣して、入浴サービスを行います。

※ 事前の申請が必要です。

窓 口

障害者福祉課

※ 介護保険を利用できる方は、高齢者福祉課

⑥寝具乾燥消毒サービス

対象者

自宅での寝具類の乾燥等が困難な方で、以下のいずれかに該当する方

- ・重度の身体障害または知的障害のある方
- ・同一敷地内に親族のいない65歳以上の一人暮らしの方または65歳以上の方のみで構成される世帯にある方

内 容

委託業者が月1回程度各家庭を巡回し、寝具の乾燥、消毒、水洗い等を行います。

※ 事前の申請が必要です。

利用料

乾燥消毒 200円/回（市民税非課税世帯は無料）

水洗い 600円/回（市民税非課税世帯は300円）

※ 生活保護世帯は乾燥消毒、水洗いともに無料

窓 口

障害者福祉課

高齢者福祉課（65歳以上の方）



⑦緊急時通報システム

対象者

緊急時の対応が困難と認められ、以下の項目に該当する方

- (1) 同一敷地内に親族がいない一人暮らしで身体障害者手帳の程度が1、2級の方
- (2) 同一敷地内に親族がいない65歳以上の一人暮らしの方または65歳以上の方のみで構成される世帯にある方で、次のいずれかに該当する方
 - ア 介護保険の要介護認定において、要介護1から5に認定された方
 - イ 病状の急変等に関して常に注意が必要な慢性的疾患を有する方
- (3) 同一敷地内の親族の就労等により上記に掲げる方に準ずる状態にある方

内 容

緊急時に装置のボタンを押すことにより受信センターに通報され、必要に応じた援助や救急要請等が行える装置を設置します。

※ 事前の申請が必要です。

利用料

1月あたり500円を負担。別に通話料金は全額自己負担。

窓 口

障害者福祉課

高齢者福祉課（65歳以上の方）

⑧ふれあい収集

対象者

一人暮らし等の高齢者または身体障害者の方で、自らごみ等を所定の家庭ごみ・資源物集積所へ出すことが困難で、身近な人の協力が得られない方

内 容

ごみの収集担当者が月曜日から金曜日のいずれか週1回、直接自宅へ訪問し、ごみを収集するとともに安否確認を行います。

※ 事前の申請が必要です。

窓 口

障害者福祉課

高齢者福祉課（65歳以上の方）



⑨さかどふれあいサービス

対象者

在宅で生活している一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害のある方、ひとり親世帯、妊産婦の方、難病や病弱な方、ケガ等で支援を必要とする方

サービスの内容

- ・食事の支度、片付け
- ・衣類の洗濯、補修
- ・住居等の清掃、整理整頓
- ・生活必需品の買い物、薬の受け取り
- ・話し相手、見守り
- ・外出の付き添い

※ 事前の申請が必要です。

利用料

1時間 800円（このほかに、年会費1,000円がかかります。）

窓口

坂戸市社会福祉協議会

坂戸市石井2327-6（坂戸市福祉センター内）

電話 049-283-1597 FAX 049-289-3911

⑩シルバー人材センター

次のようなサービスについて、有料で請け負います。

※ 事前の申請が必要です。

サービスの内容

- ・植木の手入れ
- ・庭等の草取り
- ・襖、障子、網戸張替え
- ・畳修繕
- ・大工仕事
- ・毛筆、筆耕

受付時間

8時30分～17時15分（土日祝日・年末年始を除く）

窓口・問合せ先

公益社団法人 坂戸市シルバー人材センター

坂戸市石井2327-5

電話 049-283-5544 FAX 049-289-3733

※ 内容により、請け負えないサービスもあるため、事前にお問合せください。



このページは編集上の都合により、
意図的に余白にしています。

第7章

外出と社会参加



第7章 外出と社会参加

①タクシー利用料金の助成（福祉タクシー利用券）

対象者

- ・ 1 級、2 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・ ㊤、A の療育手帳の交付を受けている方
- ・ 1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・ 指定難病医療または埼玉県が行う特定疾患医療の給付を受けている方

内 容

利用登録をすると 1 か月あたり 4 枚の割合で利用券を交付します。（申請が年度途中の場合、月割りで計算して交付します。）利用券 1 枚当たりの助成額は、初乗運賃相当額です。乗車料金が初乗運賃相当額の 2 倍以上の額になる場合は、2 枚まで利用できます。利用できるタクシーは、埼玉県と一般社団法人埼玉県乗用自動車協会等が締結した協会に属する事業者または坂戸市と協定を締結した事業者となります。

※ 事前の申請が必要です。

※ 乗車時には、障害者手帳（身体、療育、精神）、指定難病医療または特定疾患医療受給者証を提示してください。

※ 障害者手帳（身体、療育、（精神はタクシー会社による））の提示で 1 割引となり、その後福祉タクシー利用券を初乗り料金分として使用できます。

窓 □

障害者福祉課

②自動車燃料購入費の補助

対象者

身体障害者手帳の障害が、上肢 2 級以上、下肢 2 級以上、体幹 2 級以上または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 2 級以上の方で、本人または家族が所有する家用自動車を、日常生活において自ら運転する方

内 容

購入した燃料 1 か月当たり 2, 000 円の範囲内で補助します。（年間上限 24, 000 円）

※ 補助金の交付申請は期限が定められております。

※ 事前の申請が必要です。

窓 □

障害者福祉課

※ 上記の①タクシー利用料金の助成（福祉タクシー利用券）と②自動車燃料購入費の補助の両方とも対象になる方は、どちらか一方の選択制とします。
また、年度の途中で変更することはできません。



③障害児介護用自動車燃料購入費の補助

対象者

以下の要件を全て満たす方

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条第 1 項に規定する運転免許証の交付を受けている方
- (3) 自己または同居の親族等が自動車を所有していること。
- (4) 市内に住所を有する障害児を扶養していること。

※ 上記の①タクシー利用料金の助成（福祉タクシー利用券）と③障害児介護用自動車燃料購入費の補助の両方とも対象になる方（障害児及び障害児を介護する方）は、どちらか一方の選択制とします。

また、年度の途中で変更することはできません。

内 容

障害児（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病医療受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの 18 歳未満の児童）を介護する方が運転する家用自動車に対し、自動車燃料購入費の一部を助成します。

※ 事前の申請が必要です。

助成額

障害児 1 人につき購入した燃料 1 か月当たり 2, 000 円の範囲内で補助します。

（年間上限 24, 000 円）※ 補助金の交付申請は期限が定められています。

窓 口

障害者福祉課

④市民バス特別乗車証の交付

対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・指定難病医療または埼玉県が行う特定疾患医療の給付を受けている方

内 容

市民バス（さかっちバス・さかっちワゴン）を利用する際に、特別乗車証を乗務員に提示していただくと、無料になります（第 1 種の身体障害者手帳、第 1 種の精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方については、介護者は一人まで無料になります）。

※ 鶴ヶ島市の「つるバス・つるワゴン」も無料となります。

※ 事前の申請が必要です。

窓 口

障害者福祉課

※ 各出張所でも交付しています。



⑤自動車運転免許取得費の補助

対象者

以下の3つの要件を全て満たす方

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方または障害者総合支援法施行令で定める難病患者の方（※）
- ・道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有する方
- ・世帯の最多収入者の前年分の所得税額が198,000円以下の方

※ 自動車教習所に入学した日以後引き続き市内に住所を有し、手帳等を有している方

内 容

普通自動車免許または準中型自動車免許を初めて取得するために要する経費で、都道府県公安委員会指定の自動車教習所で運転免許を取得する経費の2/3を補助します。上限額は12万円となります。（補助金の交付申請は免許を取得した年度内となります。）

窓 口

障害者福祉課

⑥自動車改造費の補助

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方または障害者総合支援法施行令で定める難病患者の方で、障害者自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある方

内 容

自動車の操行装置及び駆動装置等（ハンドル、アクセル、ブレーキなど）の改造するための費用を10万円まで補助します。（補助金の交付申請は改造する年度内となります。）

※ 事前の申請が必要です。

窓 口

障害者福祉課

⑦障害児介護用自動車改造費等の補助

対象者

以下の4つの要件を全て満たす方

- ・市内に住所を有する方
- ・自動車を所有し、または新たに購入しようとしていること。
- ・障害のために自動車の改造等が必要であると認められる、市内に住所を有する障害児を扶養していること。
- ・この補助金の交付を受けたことがないか、またはこの補助金の交付を受けてから5年以上経過していること。

内 容

障害児を介護する方が運転する自動車について、障害児の介護用への改造または障害児の介護用の自動車を購入するための費用を10万円まで補助します。（補助金の交付申請は改造する年度内となります。）

※ 事前の申請が必要です。

窓 口

障害者福祉課



⑧安全運転相談窓口

内 容

心身に障害のある方が自動車の運転免許を取得する場合や、運転免許取得後に心身に障害が生じた場合など、自動車の運転に不安を感じている方の相談、検査・指導を無料で実施しています。

あらかじめ予約をお願いします。

受付日時

月～金曜日 9時00分～15時00分（祝・休日、年末年始を除く）

窓 口

埼玉県警察運転免許センター 安全運転相談室

鴻巣市鴻巣 405-4

電話 048-543-2001 *音声ガイダンスに従い4番を押してください。

⑨障害者等移送車の貸出し

内 容

車いすに乗ったまま乗り降りできる福祉車両を貸し出しています。

軽自動車タイプ（3人乗り、車いす1席含む）

費 用

走行距離に応じて燃料費を負担

窓 口

坂戸市社会福祉協議会

坂戸市石井 2327-6 （坂戸市福祉センター内）

電話 049-283-1597 FAX 049-289-3911



⑩駐車禁止適用除外

内 容

歩行困難な方等で警察署から標章の交付を受け、掲示した場合、駐車禁止区域内でも他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。手続や利用方法等に関しては警察署までお問い合わせください。

対象者

手帳の種類及び障害の区分		障害の級別（障害の程度）
身体障害者手帳	視 覚	1 級から3 級までの各級及び4 級の1
	聴 覚	2 級及び3 級
	平衡機能	3 級
	上 肢	1 級、2 級の1 及び2 級の2
	下 肢	1 級から4 級の各級
	体 幹	1 級から3 級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	1 級及び2 級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸の機能	1 級及び3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1 級から3 級までの各級
療育手帳		㊦及びA
精神障害者保健福祉手帳		1 級
色素性乾皮症の患者		小児慢性特定疾患児手帳所持者

窓 口

西入間警察署

坂戸市関間 2-4-17

電話 049-284-0110

⑪埼玉県思いやり駐車場制度

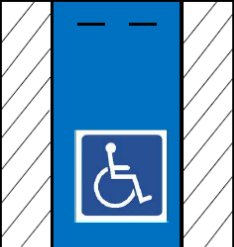
内 容

対象となる方に利用証を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の基準（※）に該当する方
- ・指定難病等受給者証をお持ちの方
- ・要介護1以上と認定された方
- ・妊産婦の方やけが人、その他歩行が困難と認められる方

※ 詳しくは各申請窓口にお問い合わせください。

種 類	車椅子使用者用	要介護者 障害者等用	妊産婦 けが人等用
利 用 証			
駐 車 区 画	 車椅子使用者用駐車区画	 優先駐車区画	 埼玉県思いやり駐車場制度 優先駐車区画 (Non-Wheelchair) 利用証をお持ちの方が利用できます Parking Permit Required 彩の国 埼玉県

申請窓口

対 象	窓 口
障害者・難病患者	障害者福祉課
高 齢 者	高齢者福祉課
妊 産 婦	こども支援課 こども家庭センター
けが人等	上記の4か所

電子申請・郵送申請

埼玉県福祉政策課





⑫手話通訳者の派遣

対象者

聴覚または、音声・言語機能に障害のある方

内 容

各種手続や相談等がスムーズに行われるよう手話通訳者を派遣します。

※ 事前の申請が必要です。

窓 □

坂戸市手話通訳者派遣事務所（障害者福祉課内）

FAX 049-283-1830

⑬要約筆記者の派遣

対象者

聴覚に障害のある方

内 容

社会生活を送るために要約筆記が必要な場合に、要約筆記者を派遣します。

※ 事前の申請が必要です。

窓 □

障害者福祉課

⑭「声の広報」、「声の市議会だより」の配布等

対象者

視覚障害者等

内 容

広報さかど及びさかど市議会だよりの記事を録音した「声の広報」、「声の市議会だより」を希望に応じ、CD で無償で配布しています。また、ホームページで公開しています。

窓 □

広報広聴課

議会事務局

障害者福祉課

**⑮埼玉県「彩の国だより」、「県議会だより」の点字版・デージー版の配布****対象者**

視覚障害者

内 容

彩の国だより、県議会だよりの記事を抜粋し、点字版やデージー版を希望に応じて無償配布しています。

窓 口

- ・彩の国だより

埼玉県広報課

電話 048-830-2857 FAX 048-824-7345

- ・県議会だより

埼玉県議会事務局

電話 048-830-6257 FAX 048-830-4923

⑯点字図書・録音図書・電子書籍の貸出し、対面朗読**対象者**

視覚障害者（読書することが困難な方）

内 容

点字図書・録音図書（テープ版・デージー版）は、一人10点まで1か月間無料で利用することができます。（郵送もできます。）

また、全国の点字図書館、公共図書館が所蔵する資料も御利用いただけます。

デージー図書を聴くための機器（プレクストーク）を貸出しています。

電子書籍（一部音声読み上げ機能や文字サイズ拡大機能付き）は、1人3点まで15日間利用ができます。

対面朗読は、中央図書館対面朗読室で行っています。（希望があればお近くの公共施設での利用も御相談に応じます。）あらかじめ希望日時や資料名を1週間前までに御相談ください。その他、調査相談業務や新刊本の紹介テープ送付サービスも行っています。

⑰読書サポートコーナーの設置**対象者**

活字を読むのが困難な方

内 容

- ・大活字本
- ・デージー図書
- ・点字図書
- ・LLブック

※ LLブックとは、スウェーデン語で「やさしく読める」という意味の本です。

文章を短くわかりやすく書き直したもの、図や写真を多く使うなどの工夫がされています。

⑰・⑱ 窓 口

坂戸市立中央図書館

坂戸市仲町 1-23

電話 049-281-6369 FAX 049-284-8588



⑱サピエ図書館の利用について

対象者

視覚障害者等、目で文字を読むことが困難な方

内 容

サピエ（<https://sapie.or.jp/>）とは、視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対し、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

サピエ図書館では、全国の会員施設・団体が製作または、所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の音声デジータデータをダウンロードすることができます。データのダウンロードを行うには、無料の会員登録が必要です。

窓 口

- ・埼玉県立久喜図書館（視覚障害者等、目で文字を読むことが困難な方が対象）
電話 0480-21-2659 FAX 0480-21-2791
開館日時…火～日曜日と祝日の9時～17時
休館日…月曜日、第4金曜日、12/29～1/3、特別整理期間
- ・埼玉県視覚障害者福祉センター埼玉点字図書館（視覚障害者等で目で文字を読むことが困難な方が対象）
電話 048-652-4824 FAX 048-652-9795
開館日時…月～金曜日の9時～17時（祝日を含む）
休館日…土曜日、日曜日、年末年始

⑲身体障害者補助犬（介助犬、聴導犬、盲導犬）の給付

対象者

補助犬を適切に利用することにより行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることができる方

- ・介助犬については、肢体不自由1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・聴導犬については、聴覚障害2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・盲導犬については、視覚障害1級の身体障害者手帳の交付を受けている方

内 容

給付にあたり、合宿訓練等が必要になります。

（宿泊費、食費等の自己負担があります。）

※ 事前の申請が必要です。

窓 口

埼玉県障害者福祉推進課

電話 048-830-3309 FAX 048-830-4789



②埼玉県障害者交流センター

障害のある方々の社会参加を促進するため、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ・レクリエーション活動などの支援を実施します。

利用手続

個人利用 利用証を利用時に提示

※ 障害者手帳等をお持ちになり、利用証の交付手続をしてください

利用料金

個人利用 障害のある方は無料（介護者1名免除）

窓 □

埼玉県障害者交流センター

さいたま市浦和区大原 3-10-1

電話 048-834-2222 FAX 048-834-3333

※ 団体利用の利用手続や利用料金などについては、センターへお問合せください。

**②1 郵便等による不在者投票制度****内 容**

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証等をお持ちで、「一定の要件」に該当する方は、郵便等による不在者投票をすることができます。また、そのうち、特定の障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に代理記載してもらうことができます。

●郵便等による不在者投票制度**利用できる方**

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証等をお持ちで、下記の要件に該当する方

手帳等の種類	障害等の種類	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1 級及び 2 級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1 級及び 3 級
	免疫、肝臓の障害	1 級から 3 級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別から第 2 項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別から第 3 項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護 5	

●郵便等による不在者投票における代理記載制度**利用できる方**

上記の「郵便等による不在者投票制度」を利用できる方のうち、下記の要件に該当する方

手帳の種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	上肢、視覚の障害	1 級
戦傷病者手帳		特別から第 2 項症まで

※ 制度の利用にあたって

この 2 つの制度を利用するためには、事前に選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。

郵便等投票証明書交付の申請は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証等の写しを添付のうえ、選挙管理委員会で行ってください。

なお、手続きに時間を要しますので、遅くとも、投票日の 10 日前までに、申請（書類の提出）を済ませてください。

窓 □

坂戸市選挙管理委員会 （坂戸市役所庶務課内）

第8章

手当・年金



第8章 手当・年金

◆手当

①在宅重度心身障害者手当

対象者

重度の障害があり、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給していない在宅の方で、次に該当する場合。なお、本人が前年の市町村民税課税者の場合は支給停止となり、65 歳以上で新規に手帳を取得した場合は対象外となります。また、施設に入所している方は対象外となります。

- ・身体障害者手帳 1、2 級の方
- ・療育手帳(A)、Aの方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

※ 超重症心身障害児の場合は、障害児福祉手当と重複受給が可能です。

内 容

3月と9月に6か月分ずつ支給されます。(月額 5,000 円)

※ 事前の申請が必要です。

窓 口

障害者福祉課

②特別障害者手当

対象者

20 歳以上であって、精神または身体の重複障害等により在宅での日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（国民年金法 1 級程度の障害が重複する方及びそれと同程度以上と認められた方）。

ただし、施設に入所中の方や継続して3か月を超えて病院または診療所に入院している方は除きます。

内 容

2、5、8、11 月に3か月分ずつ支給されます。(月額 30,450 円)

なお、障害者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が限度額以上の場合は支給停止になります。

※ 事前の申請が必要です。

※ 申請には、診断書（特別障害者手当用）が必要です。

窓 口

障害者福祉課



③障害児福祉手当

対象者

20 歳未満であって、おおむね次の状態にある方

- ・身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部の方
- ・療育手帳④相当の方
- ・常時介護を要する精神障害者その他これと同程度の方

※ ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方や施設入所中の方は除きます。

内 容

2、5、8、11 月に 3 か月分ずつ支給されます。(月額 16,560 円)

なお、障害者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が限度額以上の場合
は支給停止になります。

※ 事前の申請が必要です。

窓 □

障害者福祉課

④特別児童扶養手当

対象者

次のいずれかに該当する 20 歳未満の障害児を養育している保護者

- ・日常生活において、常に介護を必要とする程度の知的障害があるもの
(おおむね知能指数 50 以下、療育手帳④、A、B、C の一部)
- ・身体に重、中程度の障害または長期にわたる安静を必要とするもの
(おおむね身体障害者手帳 1、2、3 級と 4 級の一部)

内 容

4、8、11 月に 4 か月分ずつ支給されます。重度障害児(1 級)、中度障害児(2 級)の
級により手当額が異なります。また、保護者などの前年の所得が限度額以上の場合
は支給停止になります。なお、次の場合には手当は受けられません。

- ・障害児が児童福祉施設等(通所を除く)に入所しているとき
- ・障害児が定められた他の公的年金を受給しているとき

※ 事前の申請が必要です。

窓 □

こども支援課



⑤児童扶養手当

対象者

離婚、死別等で父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害がある子どもを育てている方に支給されます。

ただし、子どもが父または母に支給される公的年金の額の加算対象となっている場合や、対象者が老齢福祉年金以外の公的年金を受けられるときは、年金受給額により手当が受けられない場合があります。

また、本人などの前年の所得が限度額以上の場合は支給停止になります。

内 容

1、3、5、7、9、11月に2か月分ずつ支給されます。

所得（養育費の8割含む）により手当額は決定されます。

子どもの人数等により手当額は異なります。

※ 事前の申請が必要です。

窓 口

こども支援課

⑥経過措置による福祉手当

対象者

制度改正（昭和61年4月1日）前の福祉手当を受給している方のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない方（新規認定はありません。）

ただし、規定の施設に入所した場合は資格喪失になります。

内 容

2、5、8、11月に3か月分ずつ支給されます。（月額16,560円）

なお、障害者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が限度額以上の場合は支給停止になります。

窓 口

障害者福祉課

◆年金

⑦障害基礎年金

対象者

障害基礎年金は、次の要件に該当する方に支給されます。

○初診日が次のいずれかの期間にあること

- ・国民年金の被保険者期間
- ・国内在住の60歳以上65歳未満の方で厚生年金保険や共済組合に加入していない期間
- ・20歳前の方で厚生年金保険や共済組合に加入していない期間

○障害認定日に、障害の程度が国民年金法の1級または2級に該当すること

・障害認定日とは障害の程度の認定を行う日です。

①初診日（障害の原因となった病気やけがで初めて医師等にかかった日）から1年6か月経過した日

②初診日から1年6か月経過前に、症状が固定した日（症状が良くなる見込みがない場合）

③初診日から1年6か月経過した日が、20歳前の場合は、20歳に到達した日（初診日において20歳未満で厚生年金保険や共済組合に加入していない場合）

○初診日の前日までに一定期間の保険料が納付されていること

○20歳前障害（初診日が20歳前にある傷病による障害）による障害基礎年金の場合、本人に一定の額を超える所得があるときは、その支給が停止されます。

※ 障害年金の障害等級は国民年金・厚生年金保険障害認定基準により決定しますので、障害者手帳の等級とは同じではありません。

年金額

- ・障害等級1級の方（年額）1,059,125円（昭和31年4月1日以前生まれの方は1,056,125円）＋子の加算
- ・障害等級2級の方（年額）847,300円（昭和31年4月1日以前生まれの方は844,900円）＋子の加算

窓 □

市民課 国民年金係

⑧障害厚生年金

対象者

障害厚生年金は、病気やけがで障害になり、働けなくなったときまたは働く能力が普通より低下した場合に、次の要件に該当する方に支給されます。

○初診日が厚生年金保険の被保険者期間にあること

○障害認定日に、障害の程度が厚生年金保険法の1級・2級・3級に該当すること

○初診日の前日までに一定期間の保険料が納付されていること

年金額

- ・障害等級1級の方…報酬比例の年金額×1.25＋配偶者の加給年金
- ・障害等級2級の方…報酬比例の年金額＋配偶者の加給年金
- ・障害等級3級の方…報酬比例の年金額（最低保障額：年額635,500円）

※ 昭和31年4月1日以前生まれの方は、最低保障額633,700円

※ 障害等級1級・2級に該当すれば障害基礎年金もあわせて受給することができます。

窓 □

川越年金事務所 お客様相談室

川越市脇田本町8-1 U PLACE 5階

電話 049-242-2657（代表） FAX 049-245-8919



⑨障害手当金

内 容

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気やけがが、初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったとき一時金として支給されます。支給を受けるためには、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付要件を満たしていることが必要です。

年金額

障害手当金（一時金）：報酬比例の年金額×2.0（最低保障額：1,271,000 円）

※ 昭和31年4月1日以前生まれの方は、最低保障額 1,267,400 円

窓 口

川越年金事務所 お客様相談室

川越市脇田本町8-1 U_PLACE5階

電話 049-242-2657（代表） FAX 049-245-8919

⑩特別障害給付金

内 容

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給されていない障害者の方へ支給される制度です。

対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象の学生であった方
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

上記対象者の方で、当時任意加入していなかった期間内に障害の原因となる傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等を受給できる方は対象となりません。）。

給付額

- ・障害等級1級の方…（月額） 58,650 円
- ・障害等級2級の方…（月額） 46,920 円

窓 口

市民課 国民年金係



⑪年金生活者支援給付金（障害年金生活者支援給付金）

対象者

障害年金生活者支援給付金は、次の要件を満たしている方に支給されます。

- ・障害基礎年金（※1）を受けている
- ・前年の所得（※2）が「4,794,000 円＋扶養家族の数×38万円（※3）」以下である

※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※2 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※3 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

- ・障害等級1級の方（月額） 7,025 円
- ・障害等級2級の方（月額） 5,620 円

窓口

市民課 国民年金係

⑫障害者扶養共済制度

対象者

- （1）知的障害
- （2）身体障害者手帳を所持し、その障害が1から3級までに該当する障害
- （3）精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害が（1）または（2）の方と同程度と認められる方

○保護者の要件

- ・加入者（保護者）の年齢が65歳未満（毎年4月1日時点）であること。
- ・加入時、県内に住所があること。
- ・加入者は、特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

内 容

加入者が死亡または重度の障害状態になった場合、心身障害者に年金が支給されます。

（1人2口まで 1口＝月額 20,000 円）

また、障害者本人が死亡した場合は、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

この制度は、共済制度ですので加入者は掛け金を納めますが、所得により掛金が、減額・免除になります。

窓 口

障害者福祉課



このページは編集上の都合により、
意図的に余白にしています。

第9章

税・公共料金関係



第9章 税・公共料金関係

◆税金

ここで用いる「特別障害者」及び「障害者」とは、次の表のとおりです。

区 分	特別障害者	障害者
身体障害者手帳	1、2級	3、4、5、6級
療育手帳	①、A	B、C
精神障害者保健福祉手帳	1級	2、3級

①所得税の障害者控除

障害のある方が、所得税の納税者本人または納税者の同一生計配偶者、扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます（申告の対象となる年の12月31日時点での状況によります。）。

内 容	本人	同一生計配偶者または扶養親族
特別障害者	400,000 円	
同居特別障害者		750,000 円
障害者	270,000 円	

窓 口

川越税務署

川越市並木 452-2

電話 049-235-9411

※ 給与所得者で年末調整を受ける方は、勤務先の給与担当へ

②市民税・県民税の障害者控除

障害のある方が、納税者本人または納税者の同一生計配偶者、扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます（申告の対象となる年の12月31日時点での状況によります。）。

内 容	本人	同一生計配偶者または扶養親族
特別障害者	300,000 円	
同居特別障害者		530,000 円
障害者	260,000 円	

※ 障害者本人の合計所得金額が135万円以下であるときは、非課税となります。

窓 口

課税課 市民税係

※ 給与所得者で年末調整を受ける方は、勤務先の給与担当へ



③相続税の障害者控除

障害のある方が相続により財産を取得する場合、次の額の控除が受けられます。

内 容

区 分	控除額
特別障害者	85 歳に達するまでの1 年につき 20 万円を乗じた額
障害者	85 歳に達するまでの1 年につき 10 万円を乗じた額

窓 口

川越税務署

川越市並木 452-2

電話 049-235-9411

④贈与税の非課税

対象者

- ・特別障害者に該当する障害者手帳の交付を受けている方
- ・2 級、3 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

内 容

上記の障害者を受益者とする一定の信託契約に基づき、金銭等の財産が信託された場合、その信託受益権の価額のうち、特別障害者の方については 6,000 万円を限度として、特別障害者以外の方については 3,000 万円を限度して非課税になります。

※ 非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。

窓 口

川越税務署

川越市並木 452-2

電話 049-235-9411

または、各信託銀行へお問い合わせください。

⑤個人事業税の非課税

対象者

両眼の視力が 0.06 以下の視覚障害者

内 容

あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に関する事業を個人で営む場合、個人事業税が非課税となります。

窓 口

川越県税事務所

川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟3階

電話 049-242-1801



⑥自動車税、軽自動車税の減免

障害者本人または同一生計の家族等が所有し、障害のある方のために使用する自動車に係る自動車税、軽自動車税が減免されます。

- ※ 減免を受けることができるのは、障害のある方 1 人につき 1 台に限られます。
- ※ 自動車税と軽自動車税の減免を同時に受けることはできません。

○減免の対象となる障害の範囲は次のとおりです。

手帳の種類及び障害の区分		障害の級別（障害の程度）
身体障害者手帳	視 覚	1 級から 3 級まで、4 級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08～0.1（4 級の 1）
	聴 覚	2 級、3 級
	平衡機能	3 級
	音声機能または言語機能	3 級（喉頭が摘出された場合に限る。）
	上 肢	1 級、2 級
	下 肢	1 級から 6 級まで
	体 幹	1 級から 3 級まで、5 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上 肢 1 級、2 級
		移 動 1 級から 6 級まで
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸の機能	1 級、3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1 級から 3 級まで
	肝臓機能	1 級から 3 級まで
療育手帳		㊤、A
精神障害者保健福祉手帳		1 級（精神通院医療を受けている方に限る。）
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる。

- ※ 「半身不随」のように障害が複数の場合は、障害区分ごとの級（上肢〇級、下肢〇級）により判断します。

自動車の所有者、運転者及び使用目的について

自動車の所有者	自動車の運転者	自動車の使用目的
障害者本人	障害者本人または障害者と同一生計の方	障害者の通院、通学、通所、生業 その他生活全般のために使用
障害者と同一生計の方		
障害者のみで構成される世帯の障害者	障害者を常時介護する方	

《手続について》

●自動車税

自動車税事務所等で手続をしてください。必要な書類や減免を受けられる自動車の要件が定められていますので、必ず、事前に電話等で確認してから手続を行ってください。

窓 □

○自動車税の減免（4月1日現在で所有している自動車について）

川越県税事務所 電話 049-242-1801

○自動車税の減免（4月1日現在で所有している自動車または年度途中で取得した自動車について）

- ・埼玉県自動車税事務所 課税第二担当 電話 048-658-0227
- ・埼玉県自動車税事務所 各支所

●軽自動車税

次の書類を持って、課税課で手続をしてください。他にも書類が必要な場合がありますので、必ず、事前に電話等で確認してから手続を行ってください。

【手続に必要なもの】

- ① 減免車両を運転する方の運転免許証の写し ② 軽自動車税納税通知書
- ③ 身体障害者手帳等 ④ 自立支援医療受給者証（精神障害の場合のみ）
- ⑤ 納税義務者のマイナンバー（通知）カード ⑥ 窓口で手続をされる方の身分証明書

【申請期限】納税通知書に記載されている納期限の7日前まで

※ 申請期限後の申請は、翌年度以降の税金に対する減免申請となります。

【注意事項】納付済みの税金は減免することができません。必ず納付する前に減免申請をしてください。なお、減免の決定を受けた場合、申請した内容に変更がなければ、翌年度以降の申請は不要です。また、遡って過年度分の税金を減免することはできませんのでご注意ください。

窓 □

課税課 税制係



◆公共料金

⑦有料道路の割引

対象者

- ・ 障害者ご本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けている全ての方
 - ・ 障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が同乗される場合
身体障害者手帳または療育手帳の第1種の手帳の交付を受けている方
- ※ 第1種、第2種の区別は手帳に表示されています。

対象となる車

自動車検査証に「自家用」とあり、かつ、所有者が個人名義（※）のもので、用途が「乗用」のもの（それ以外はお問い合わせください。）。

※ 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等（障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が同乗される場合で、上記の方が自動車を所有していないときは、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方）

なお、自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車等が利用の対象です）。

内 容

有料道路を通常料金の半額で通行できます。市役所障害者福祉課またはオンライン（ETCをご利用になる場合のみ）で事前に申請が必要です。申請に必要な書類等は下記のとおりです。

必要書類

ETCをご利用にならない場合 （一般レーン通行の場合）	①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証（使用する自動車を登録する場合） ※ 電子車検証の場合は、別途自動車検査証記録事項が必要です。 ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合）
ETCをご利用になる場合 （ETCレーン通行の場合）	①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証 ※ 電子車検証の場合は、別途自動車検査証記録事項が必要です。 ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合） ④ETCカード（ <u>障害者ご本人名義のもの。ただし、障害者が18歳未満の場合、保護者のものも可</u> ） ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの （ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

※ 割引有効期間は申請時より2回目の誕生日までとなります。更新申請は、割引有効期限の2か月前から行うことができます。

※ オンラインによる申請も可能です。ぜひご利用ください。

<https://www.expressway-discount.jp/>

（マイナポータルへの利用者登録及びマイナアプリが必要です）

窓 □

障害者福祉課 / 有料道路ETC割引登録係 電話 045-477-1233





⑧タクシー運賃の割引

対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ・療育手帳の交付を受けている方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（写真添付の手帳が必要です。）
- ※ 一部タクシー会社では適用にならない場合がありますので、乗車の際にご確認ください。

内 容

障害者手帳を提示することにより、タクシー運賃が1割引となります。

※ 福祉タクシー利用券は、1割引後に初乗り料金分として使用できます。

窓 口

各タクシー会社

⑨鉄道運賃の割引

対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

内 容

東武鉄道の場合、以下のように鉄道運賃の割引が受けられます。

	第1種の手帳の交付を受けている方		第2種の手帳の交付を受けている方	
	介護者同伴	単独乗車	介護者同伴	単独乗車
普通乗車券	本人・介護者ともに5割引	100キロを超えるとときに5割引	—	100キロを超えるとときに5割引
ICカード	本人・介護者ともに5割引	東武線を連続100キロを超えるとときに5割引	—	東武線を連続100キロを超えるとときに5割引
定期乗車券	本人・介護者ともに5割引	—	本人が12歳未満の場合、介護者のみ5割引	—
回数券	本人・介護者ともに5割引	—	—	—

※ JRや他の私鉄等については、割引内容が異なることがありますので、乗車券購入時に窓口でご確認ください。

※ 他の鉄道会社の路線とまたがる場合も、割引になることがありますので、購入前に確認してください。

※ 第1種、第2種の区別は手帳に表示されています。

手続方法

乗車券購入時に手帳を提示して、乗車券を購入してください。

窓 口

各鉄道会社へお問い合わせください。



⑩バス運賃の割引

対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（写真添付の手帳が必要です。）
- ・施設入所者（児）

内 容

県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、バスの定期券は3割引です。また、身体障害者手帳（第1種に限る）及び療育手帳の交付を受けている方、要介護の施設入所者（児）は、付き添いの方も割引が受けられます。

手続方法

乗車券購入時に手帳の提示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者（児）として割引を受ける方は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

※ 詳しくは、各バス会社にお問い合わせください。

⑪国内航空運賃の割引

対象者

- （1）身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の方
※ 介護者への割引適用の有無は、各航空会社により異なります。
- （2）療育手帳の交付を受けている満12歳以上の方（手帳に割引対象者である旨の押印が必要です。）
※ 介護者への割引適用の有無は、各航空会社により異なります。
- （3）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の方（写真添付の手帳が必要です。）
※ 本人及び介護者への割引適用の有無については、各航空会社により異なります。

内 容

割引運賃額は、航空運送事業者または路線により異なります。

手続方法

各航空会社航空券販売窓口にて障害者手帳を提示して購入してください。

※ 購入方法等についての詳細は、各航空会社へお問い合わせください。



⑫NHK受信料の減免

対象者及び内容

	半額免除	全額免除
身体障害者手帳	①視覚障害または聴覚障害の手帳の交付を受けている方が世帯主である場合 ②1、2級の手帳の交付を受けている方が、世帯主の場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合
療育手帳	④、Aの手帳の交付を受けている方が世帯主である場合	
精神障害者保健福祉手帳	1級の手帳の交付を受けている方が世帯主の場合	

申請方法

市役所障害者福祉課またはオンライン（半額免除のみ）で事前に申請が必要です。申請の際は、障害者手帳と印鑑をご持参ください。

窓 口

障害者福祉課 / NHKさいたま放送局 電話 048-833-2041

⑬ふれあい案内

対象者

区分		程度
身体障害者手帳	視覚障害	1～6級
	肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1、2級
	聴覚障害	2、3、4、6級
	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	3、4級
療育手帳		㊤、A、B、C
精神障害者保健福祉手帳		1～3級

内 容

番号案内料が無料となります。ご利用には、事前の登録が必要です。

窓 口

NTT 電話 0120-104174 FAX 0120-104134

⑭携帯電話料金の割引

対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

内 容

携帯電話の料金（基本使用料、通話料等）が割引となります。

窓 口

各携帯電話の会社へお問い合わせください。

**⑮郵便物郵送料の減額及び無料扱い****内 容**

障害者に関する郵便物について、料金の割引を受けることができます。詳しくは各郵便局へお問い合わせください。

窓 口

坂戸郵便局

坂戸市千代田 2-5-15 電話 0570-943-435

⑯市内公共施設の利用料の減免**内 容**

障害者手帳の交付を受けている方などが施設を利用する際、減免となる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

施 設 名	住 所	電話番号	FAX	免 除 額
老人福祉センター 城山荘	多和目 1411	285-9611	287-5041	全額
老人福祉センター ことぶき荘	赤尾 2149-1	283-0223	283-0412	
福祉センター	石井 2327-6	283-4114	289-3911	全額 (障害者団体のみ)
サンテさかど	にっさい花みず 木 1-3	280-7111	280-7200	1 / 2減額
市民総合運動公園	石井 1550	284-1771	284-1723	
中央地域交流センター	千代田 1-2-3	281-1567	284-7779	全額 (障害者団体のみ)
三芳野地域交流センター	横沼 153-3	281-0058	289-3951	
勝呂地域交流センター	石井 1526	281-8600	281-0304	
入西地域交流センター	新堀 159-1	281-0044	289-3957	
大家地域交流センター	森戸 445	285-2002	287-8314	
北坂戸地域交流センター	伊豆の山町 17- 54	283-3962	284-1370	
城山地域交流センター	西坂戸 5-34-1	285-6657	286-3883	
浅羽野地域交流センター	浅羽 779-4	283-6262	284-1433	
千代田地域交流センター	千代田 4-12-6	283-3822	284-1353	
若葉駅第1自転車駐車場	千代田 3-22-7	283-9022	なし	1 / 2減額 (定期利用料金の み)
若葉駅第2自転車駐車場	千代田 3-22-1			
北坂戸駅西口自転車駐車場	末広町 27	289-4424	なし	
北坂戸駅東口自転車駐車場	薬師町 2-19	281-3022	なし	



⑰デジタル障害者手帳「ミライロID」

対象者

障害者手帳の交付を受けている方

内 容

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、自身の障害者手帳の情報をアプリ内に登録することで、障害者手帳がスマートフォン上で表示できるサービスです。スマートフォンで障害者手帳を提示することで、公共施設や公共交通機関（鉄道、バスなど）等で、障害者割引を受けることができます。

【ミライロID が使える場所はこちら】



<https://mirairo-id.jp/place/>

窓口・問合せ

ミライロID 公式サイト「よくある質問」を参照するか、「お問い合わせ」フォームから株式会社ミライロへ直接お問い合わせください。

⑱電話リレーサービス

対象者

聴覚や発話に困難のある方

内 容

聴覚や発話に困難のある人（きこえない人）と、きこえる人との会話を通訳オペレータが、「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるることができるサービスです。

※ 月額料金や通話料がかかる場合があります。

窓 口

一般社団法人日本財団電話リレーサービス

電話 0120-528-071 FAX 03-6275-0913

※ 電話リレーサービス公式サイトから手話・文字チャット、メールによるお問い合わせも可能です。

⑲相手の声が読める電話「ヨメテル」

対象者

聴覚や発話に困難のある方

内 容

聴覚や発話に困難のある人が電話をする際、通話相手の声を文字にする電話アプリです。

※ 月額料金や通話料がかかる場合があります。

窓 口

一般社団法人日本財団電話リレーサービス

電話 0120-528-071 FAX 03-6275-0913

※ ヨメテル公式サイトからビデオ通話・文字チャット、メールによるお問い合わせも可能です。



このページは編集上の都合により、
意図的に余白にしています。

第10章

教育・就労



第10章 教育・就労

◆教育

①障害児の教育

障害のある子どもたちが、障害の状況により、一人ひとりに応じた教育を受けられるよう、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室、特別支援学校が設置されています。

◎ 坂戸市では、次の特別支援学級を設置しています。

ア 知的障害特別支援学級

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要な子どもたちを対象として、一人ひとりに合わせた指導を行います。

イ 自閉症・情緒障害特別支援学級

自閉、かん黙などのため対人関係の形成や社会生活への適応が困難な子どもたちを対象として、一人ひとりに合わせた指導を行います。

ウ 病弱・身体虚弱特別支援学級

身体虚弱の状態が、持続的に生活の管理を必要としたり、疾病の状態が、持続的または間欠的に医療または生活の管理を必要としたりする子どもたちを対象として、一人ひとりに合わせた指導を行います。

エ 肢体不自由特別支援学級

歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難があるなどの子どもたちを対象として、一人ひとりに合わせた指導を行います。

オ 難聴特別支援学級

難聴等きこえに軽度の困難があるなどの子どもたちを対象として、一人ひとりに合わせた指導を行います。

カ 通級指導教室（ことばの教室）【小学校】

言語やきこえに不安や心配のある子どもたちを対象として、状態を改善するための指導を行います。

キ 通級指導教室（発達と情緒の教室）【小・中学校】

自閉症、情緒障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする子どもたちの特性に応じて状態を改善するための指導を行います。

相談窓口

坂戸市立教育センター

坂戸市伊豆の山町 17-1

電話 049-281-2736 FAX 049-289-6872

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に要する経費の全部または一部が支給されることがあります。

窓 □

特別支援学校・・・通学中の特別支援学校

特別支援学級・・・坂戸市教育委員会学校教育課 通学中の小・中学校

◆就労

②坂戸市障害者就労支援センター

坂戸市障害者就労支援センターでは、坂戸市に住んでいる障害者の方を対象に、求職の相談やお手伝い、会社見学や面接への同行や、職場定着の支援を行っています。

内 容

まずは電話またはメールで御相談ください。面談を行ったあと、必要に応じて職業訓練先の紹介やハローワーク登録支援などの就労準備の支援を行います。

窓 口

坂戸市障害者等相談支援センター

坂戸市石井 2327-6 坂戸市福祉センター内

電話 049-283-6161 FAX 049-289-3911

メール shurosoudan@sakadoshakyou.jp

③川越公共職業安定所（ハローワーク川越）

障害について専門的な知識をもつ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じたりするなど、きめ細かい支援体制を整えています。

窓 口

川越公共職業安定所

川越市大字豊田本 1-19-8 川越合同庁舎 1 階

電話 049-242-0197 FAX 049-246-2754

④トライアル雇用

約3～6か月間の試行雇用（トライアル雇用）を通じ、事業主に対し障害者雇用に関する理解を深めてもらうとともに、障害者雇用に取り組むきっかけを作ることにより、障害者の雇用機会の創出を図ります。

対象者

ハローワークに求職登録している障害者

窓 口

川越公共職業安定所

川越市大字豊田本 1-19-8 川越合同庁舎 1 階

電話 049-242-0197 FAX 049-246-2754

⑤埼玉県立職業能力開発センター

求職者や在職者の方が就職やスキルアップなどに必要な技能・知識を身に付けるための訓練を実施しています。

窓 口

埼玉県立職業能力開発センター

さいたま市北区櫛引町 2-499-11

電話 048-651-3122 FAX 048-651-3114



⑥障害者委託訓練

障害者の雇用を促進するため、県内の企業・社会福祉法人・NPO 法人・民間教育訓練機関などの委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用のニーズに対応した職業訓練を実施しています。訓練期間は原則1～3か月以内で、受講料は無料ですが、テキスト代等は自己負担です。

対象者

自力で通えて、就労意欲のある障害者（ハローワークでの求職登録が必要）

窓 口

埼玉県立職業能力開発センター

さいたま市北区櫛引町 2-499-11

電話 048-651-3122 FAX 048-651-3114

⑦埼玉障害者職業センター

障害のある方の就職と雇用の安定を図るため、職業相談から就職後の職場適応指導までの業務を専門的かつ総合的に行う機関として、公共職業安定所などと連携し、次のような業務を行っています。

内 容

- ・職業相談 ・職業評価 ・職業準備支援
- ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
- ・職場復帰支援（リワーク支援） ・職場適応指導 ・事業主援助業務

窓 口

埼玉障害者職業センター

さいたま市桜区下大久保 136-1

電話 048-854-3222 FAX 048-854-3260

⑧国立職業リハビリテーションセンター

国立職業リハビリテーションセンターは、中央広域障害者職業センターと中央障害者職業能力開発校から構成されます。障害のある方に対して一貫した職業リハビリテーションを実施しています。

また、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターと密接な連携を図りながら、職業カウンセラーと職業訓練指導員を配置して、職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施しています。

内 容

1. 職業評価
2. 職業指導
3. 職業訓練 メカトロ系、建築系、ビジネス情報系、職域開発系
4. 職業適応指導

窓 口

国立職業リハビリテーションセンター

所沢市並木 4-2

電話 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052

※ 利用に当たってはハローワーク（職業安定所）に求職登録をする必要があります。

⑨埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

障害者の雇用開拓から就業支援、定着支援まで一体的な支援を行います。

企業支援部門では、企業に対して障害者雇用について専門的な助言や提案を行います。

定着支援部門では、支援機関からの要請により職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、障害者の支援と企業への助言を行います。

窓 □

埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館 1 階

電話 048-827-0540（企業支援部門） 048-823-9020（定着支援部門）

FAX 048-827-1033（企業支援部門） 048-834-6980（定着支援部門）

⑩発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）

就職を希望する発達障害者に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動、職場定着までを支援します。

名 称	住 所	電話番号	FAX
ジョブセンター川越	川越市脇田町 15-21 ジョージビルワキタ 1 階	049-299-4927	049-299-4937
ジョブセンター熊谷	熊谷市桜木町 1-137 サンライズ桜木・堀口第 2ビル 4・5 階	048-501-8917	048-501-8928
ジョブセンター川口	川口市西川口 1-6-3 西川口ビル 5 階 B 号室	048-299-2070	048-287-9695
ジョブセンター草加	草加市氷川町 2101-1 シーバイオビル 3 階	048-929-7600	048-929-7576

⑪難病患者就職サポーター

ハローワークに配置されている「難病患者就職サポーター」は、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病の方に対して、症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した方の雇用継続等の総合的な支援を行っています。

窓 □

ハローワーク浦和

埼玉県さいたま市浦和区常盤 5-8-40

電話 048-832-2461



このページは編集上の都合により、
意図的に余白にしています。

第11章

防災・防犯



第11章 防災・防犯

①避難行動被支援希望者登録台帳

対象者

- ・災害時に自力で避難することが難しく、避難する際に第三者の手助けが必要な方
- ・地域支援者へ自身の情報を普段から提供することに同意いただける方

内 容

災害時の避難に特に配慮が必要な方の中で、自力で避難が困難であり、避難の際に第三者の支援の必要がある方を掲載した「避難行動被支援希望者登録台帳」を作成しています。登録を希望する場合は、申請してください。台帳に登録されると平常時から行政機関や地域支援者へ情報が提供されます。平常時から支援が必要な方の情報を把握してもらうことで、円滑な避難支援へと結びつけます。

※ 事前の申請が必要です。

申請方法

「坂戸市避難行動被支援希望者登録台帳登録申請書」に必要事項を記入し、申請受付窓口へ提出してください（申請書は申請受付窓口で配布しています）。

申請いただいた内容は、市で管理する台帳に登録され、地域支援者などに提供します。

窓口

障害者福祉課

高齢者福祉課（65歳以上の方）

防災安全課（制度全般に関する問合せ）

※ 「自分はこの制度の対象となるのか」など、御不明な点がございましたら防災安全課までお問合せください。

②福祉避難所

坂戸市では、県立坂戸高等学校のほか、市内の障害者支援施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を運営する法人8団体（9施設）と、「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しています。

この協定により、大規模な災害が発生し、指定の避難所での生活が困難な方がいた場合に、可能な範囲で避難者を受入れていただけることになりました。

福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設する二次避難所となり、災害発生当初から開設することは原則としてありませんので、まずは最寄りの指定避難所に避難してください。

福祉避難所として使用する施設

施設名称	住 所	運営する法人
県立坂戸高等学校	上吉田 586	—
障害者支援施設 さかど療護園	中小坂 80-2	社会福祉法人 十善会
特別養護老人ホーム 坂戸サークルホーム	石井 1684	社会福祉法人プラモウト・ サークルクラブ
特別養護老人ホーム 小沼サークルホーム	小沼 490-1	



施設名称	住 所	運営する法人
特別養護老人ホーム シャローム・ガーデン坂戸	新堀 1-1	社会福祉法人 シャローム埼玉
特別養護老人ホーム さかどロイヤルの園	森戸 739-1	社会福祉法人 栄光会
特別養護老人ホーム 好日の家	浅羽 1130-1	社会福祉法人 久壽会
介護老人保健施設 すみよし	塚越 769	社会医療法人社団 新都市医療研究会〔関越〕会
介護老人保健施設 はつらつ	本町 2-13	社会医療法人 刀仁会
介護老人保健施設 やまぶきの郷	多和目 330	医療法人 靖和会

③坂戸市緊急連絡カード

対象者

障害者手帳の交付を受けている方など

使用方法

緊急連絡カードに必要事項を記入し、外出時に持参するようにして下さい。

※ カードは半分に折ってお財布等にしまえる大きさです。

窓 □

障害者福祉課

※ ホームページでもダウンロード可能です。

坂戸市 緊急連絡カード			
名 前	生年月日		年 月 日
	電話番号		()
住 所	坂戸市		
血液型	型 RH + -	健康保険証No.	
緊急時連絡先			
氏 名	電話番号	関 係	
	()		
	()		
身体 の 状況 など:			
家族の避難場所			
家族の集合場所			
掛かりつけ医療機関			
服用している薬			
アレルギー			
備 考:			

見本

坂戸市 緊急連絡カード



④ヘルプカード・ヘルプマークの配布

ヘルプカードとは

支援を必要とする方の中には、外見からは分かりにくかったり、「困っている」ことを自分から伝えられなかったりする方がいます。災害時、緊急時、日常生活の中で支援や配慮を周囲の方へお願いするためのカードです。

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要と知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

《こんなとき、ヘルプカード・ヘルプマークが見えたら配慮をお願いします》

- ・内部障害や妊娠初期の方など、長時間立っているのが大変そうな方を見たとき
- ・パニックや発作など急な体調不良に見舞われたとき
- ・道に迷っているかもしれないとき
- ・災害が発生し、避難が必要なとき
- ・避難生活で適切な支援を受けたいとき

配布対象

障害のある方、高齢者、子ども、妊婦など支援が必要と思う方

配布場所

障害者福祉課、高齢者福祉課、こども支援課、健康保険課窓口、出張所、交流センター

※ ヘルプカードはホームページでもダウンロード可能です。



＜ヘルプカード＞



＜ヘルプマーク＞

⑤障害者と防災

大規模災害時、特に障害者や高齢者などの避難行動要支援者には、迅速な救出・救護や避難支援が必要となります。

しかし、発生した災害の規模や時間帯によっては、情報収集に時間がかかり、被災状況の把握が迅速に行えず、行政機関が混乱することも予想されます。

自分や家族の命を守るために、一人ひとりが日頃から災害について考え、備える「自助」を養うことと、地域で助け合える関係性を築く「共助」の環境づくりが重要です。

日頃からできる防災対策

※ 「坂戸市防災マップ」（令和3年4月配布）、冊子「みんなでつくろう！マイ・タイムライン」（令和8年3月発行）を併せてご覧ください。

1. 自宅などの立地条件の確認

- ・ 河川や水路、急傾斜地が近くにあるか、古い木造家屋が密集しているか、自宅周辺の道路が狭いかなどの確認を行う。

2. 自宅の耐震性の確認

- ・ 昭和 56 年に建築基準法が改正され、耐震基準が見直されたので、改正以前に建築した家屋は耐震診断や耐震改修を行う。

3. 家具や家財道具の設置の確認

- ・ タンス、食器戸棚などの転倒防止や照明器具の落下防止を行う。なお、寝室は特に注意をする（寝る位置に家具が倒れてこないようにする）。

4. 情報の伝達方法の確認

- ・ 固定電話や携帯電話は災害時に繋がりにくくなる恐れがある。災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービスなどの使い方を、事前に確認しておく。

5. 避難場所の確認

- ・ 災害時に避難する避難場所を確認する。また、連絡がとれない場合に備え、あらかじめ家族が落ち合う場所を決めておく。
- ・ 安全な親戚宅・知人宅、自宅での垂直避難なども考えておく。

6. 食料、医薬品、衛生用品、資機材などの備蓄

- ・ 食料は火を使用しなくても食べられるものが良い。水は大人 1 人あたり1日3リットル必要である（最低3日分、できれば1週間分の備蓄をする）。
- ・ 医薬品（常備薬）はかかりつけの医師と相談の上、準備を行う。
- ・ 感染症対策のため、マスクや消毒液などの衛生用品は普段から多めに準備しておく。
- ・ 非常用持出品※を準備しておく。



※ 非常用持出品（両手が使えるようにリュックサックに入れておくとい）

飲料水、非常食、タオル、下着、携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池、ビニール袋（数枚）、補装具、常備薬、医療器具（持ち出せない場合もあるため、メーカーや販売店など、手に入るルートを確認しておく）、紙おむつ、ストーマ装具（常時必要なので、できる限り多く持ち出せると良い）、通帳、現金（小銭も用意しておくとい）、メモ用紙、筆記用具（聴覚、音声・言語・そしゃく等障害者の筆談用とするため）、緊急カード（住所、氏名、緊急時の連絡先、かかりつけの病院、使用薬の名称、障害名、持病などを記入しておくとい）、お薬手帳、その他車いす、補聴器、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等自分に必要なもの

※ 詳細は「坂戸市防災マップ」41・42ページをご覧ください。

7. 補装具等の保管場所

- ・ 車いす、つえ、義足及び義手などは家具の転倒などですぐに見つからない場合があるので安全な場所に置き、蛍光シールを貼るなどして暗やみでも分かるようにする。

8. 避難方法の確認

- ・ 災害発生時の行動などを箇条書きにして壁に貼っておく。
- ・ 平常時から避難場所までの避難経路を確認しておく。
- ・ 車いすや補装具がない場合の対応についても決めておく。

9. 避難生活への備え

- ・ 環境の変化や被災の心的ショックから体調を崩しやすいので、避難所において周囲の方へ理解をしてもらうため、事情等を説明できるようにしておく。
- ・ 緊急な医療処置や用品が必要な場合は、避難所の運営者へすぐに伝える。
- ・ 避難生活はお互いの協力が大切であるため、できることは自ら行うようにする。

10. 学校、施設にいるときの対応

- ・ 学校の教職員、施設の指導員の指示に従う。
- ・ 日頃から全員で避難訓練を行う。
- ・ 保護者との連絡方法について確認をしておく。

地域とのつながり

自衛隊や消防などの行政機関による救助の人手は限られています。そのため、発災直後の救出・救護活動などは、区・自治会や自主防災組織などの地域の手が必要不可欠となります。日頃から近隣住民の方と積極的にコミュニケーションを図り、自分の情報を伝えておくことが、災害時の助け合いにも繋がります。

地域の民生委員・児童委員や近隣住民などを通して、日頃から地域の活動に参加するようにしましょう。

障害者と介助者の対応

障害の種類により災害時に想定される状況が異なるため、災害発生直後においては家族やヘルパーなど、その場に付き添う方の判断によるところが大きいと考えられます。

災害発生時にいる場所が自宅、デパート、高層ビルなどの建物の中、電車やバスなどの乗り物の中などいろいろな状況が考えられるため、対応について日頃からシミュレーションしておくとい良いでしょう。

障害者自身も自己の障害に応じ、混乱に巻き込まれないための対応を考えておくことも重要です。

- ・ デパート、地下街、映画館では
頭部を保護しながら、広いスペースへ移動し係員の指示に従うこと。
建物の非常口に人が殺到している時には、壁側に寄って人波にのまれないようにし、混雑がある程度収まってから壁づたいに出口へ向かう。
- ・ 自動車の中では
大規模な地震が発生するとハンドルが取られて運転不能となるため、衝突や横転に気をつけて道路の左端、空き地及び駐車場などに停車する。
交差点内には停車しないこと。
- ・ 屋外にいた場合では
狭い道路では、瓦や窓ガラスの落下、ブロック塀が倒れる危険があるため、頭部を保護しながら広場や街路樹の下に避難する。
- ・ 自宅にいた場合では
身の安全を確保するとともに、ラジオなどで確実な情報を得る。
補装具は、普段から手元に置く習慣を身につける。
自宅が無事であれば、むやみに避難所へ避難せず、自宅で避難生活を送る「在宅避難」も考えておく。

日頃の生活の中でできる限りの防災対策に取り組み、発災直後の対応方法をイメージしておくことが、皆さんの命を守ることに繋がります。

視覚障害に対応したハザードマップ

地図だけでは伝わりにくい視覚障害者に対応した「重ねるハザードマップ」があります。知りたい地点の自然災害の危険性が文書で表示されるため、音声読み上げソフトを利用することで災害のリスクを知ることができます。

※ 制度全般については国土地理院 HP をご覧ください

<https://disaportal.gsi.go.jp/maps/>

⑥災害時対応ハンドブック（在宅療養者用）

医療的ケアが必要な在宅療養者（人工呼吸器患者、気管切開患者、在宅酸素療養者）を対象とした災害時対応ハンドブックが、川越比企医療圏難病対策地域協議会において、作成されています。詳細は、協議会事務局の以下の坂戸保健所ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0707/nannboutaisaku/sakadoh30.html>

※中段に「災害時対応ハンドブック」が掲載されています。



⑦埼玉県災害時ランニング備蓄事業

市町村において災害対策本部を設置する大規模な災害発生時に避難所での生活にストーマ装具を使用することができるよう、ストーマ装具をランニング備蓄の方法（卸売業者が流通過程で保管している物資を活用する備蓄方法）により備蓄を行うものです。

対象者

内部障害者のうちストーマ装具を必要とするぼうこう・直腸障害のある方

窓 □

埼玉県障害者福祉推進課

電話 048-830-3310 FAX 048-830-4789

⑧オストメイトカードの配布

大規模な災害発生時にオストメイトの方に対する支援が迅速に行えるように、緊急連絡先や普段使用しているストーマ装具について記録しておくカードを配布しています。

対象者

内部障害者のうちストーマ装具を必要とするぼうこう・直腸障害のある方

窓 □

障害者福祉課

オストメイトカード (坂戸市)	
オストメイト	
ふりがな	
氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
電話番号	— —
緊急連絡先 (関係)	親・子供・兄弟姉妹・他
使用ストーマ用装具	
購入先	
電話番号	
FAX番号	
メーカー名	
製品名	
製品番号	
メーカー名	
製品名	
製品番号	
身体障害者手帳	
発行番号	
交付番号	
等級	第 種
メモ	
《災害時に備えて》 【災害時持出袋】に数日分のストーマ用装具や 使用済み装具を入れておきましょう。	

⑨災害用バンダナの配布

災害時、聴覚障害のある方が避難活動に必要な手話や筆談による支援（情報支援）を受けやすいよう、「きこえない」ことを周囲に知らせるためのバンダナを配布しています。

対象者

聴覚障害のある市内在勤・在住の方

手話が使える市内在勤・在住の方

窓 □

障害者福祉課



第12章

その他



第12章 その他

①障害者差別解消法

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概 要

この法律は、主に次のことを定めています。

〈不当な差別的取り扱いの禁止〉

国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者が、障害のある方に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

〈合理的配慮の提供の義務化〉

障害のある方は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者に対して、障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（民間事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

	不当な差別的取り扱い		障害のある方への合理的配慮	
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	不当な差別的取り扱いが禁止されます。	法的義務	合理的配慮を提供しなければなりません。
民間事業者	禁止	不当な差別的取り扱いが禁止されます。	法的義務	合理的配慮を提供しなければなりません。

障害を理由とする差別の解消においては、地域における理解の促進が不可欠となります。まずは市の相談窓口にご相談ください。

相談窓口

障害者福祉課

②障害者虐待防止法

この法律では、障害のある方への虐待をしてはならないこと、虐待を発見した人は市町村に通報する義務があること、虐待の予防や早期発見のための国の行政機関、地方公共団体等の役割、虐待を受けた人への保護や支援などについて定められています。

定 義

障害者虐待防止法において「障害者虐待」とは次に掲げるもののいいます。

- ・ 養護者による障害者虐待
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ・ 使用者による障害者虐待

具体例

区分	内容	具体例
①身体的虐待	障害のある方の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること	平手打ちにする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、縛り付ける、閉じ込めるなど
②性的虐待	障害のある方にわいせつな行為をすることまたは障害者にわいせつな行為をさせること	性的な行為や接触を強要する、障害者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せるなど
③心理的虐待	障害のある方に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いをする、無視をするなど
④放棄・放置	障害のある方を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、①～③に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること	食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排せつの介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させないなど
⑤経済的虐待	障害のある方の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さないなど

障害のある方への虐待を発見した人は市への連絡義務があります。

専用ダイヤル #7171

※ 生命の危険があるなど緊急の場合は 110 番へ

※ つながらない場合は 048-762-7533 へご連絡ください。

窓 口

埼玉県福祉部福祉政策課 電話 048-830-3391 FAX 048-830-4801



③障害者優先調達推進法

この法律は、障害者就労施設で就労する障害のある方や在宅で就業する障害のある方の経済面の自立を進めるため、国の行政機関、地方公共団体等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

④坂戸市見守りネットワーク

認知症や障害によって支援が必要な方の生活を見守り、異変や虐待の疑い、消費者被害の情報を得た場合は、適切な機関に連絡し、対象の方が孤立することなく、安心して生活を送れるように地域で支えるためのネットワークです。

公的機関並びに医療機関や金融機関、新聞販売店、交通関係事業者、商店、宅配事業者そして地域住民などで見守りの輪を広げていきます。

（令和8年1月末日現在）

- ・ 関係団体 21 団体
- ・ 協力団体 101 事業所

窓 □

障害者福祉課

高齢者福祉課（65歳以上の方）

⑤坂戸市見守りキーホルダー制度

見守りを必要とする方に「坂戸市見守りキーホルダー」を交付し、見守りを必要とする方が保護されたとき、見守りキーホルダーに印字されている登録番号から、保護された方の情報を確認し、いち早く家族へ連絡する仕組みです。

対象者

次のどちらかに該当する方

- ・ 認知症または認知症の疑いにより見守りが必要な方
- ・ 障害または障害の疑いにより見守りが必要な方

窓 □

障害者福祉課

高齢者福祉課（65歳以上の方）



⑥「介護マーク」配布事業

認知症など外見ではわからない要介護状態の方を介護している方が、公共トイレ使用の際の介助や、男性介護者が女性用下着等の買い物をするときなど、誤解や偏見を受けることがないように、介護している方へ「介護マーク」を配布します。

「介護マーク」は、名札ホルダーに入れるなどして活用いただくものです。

対象者

障害者、高齢者を介護している方

窓 □

障害者福祉課

高齢者福祉課（65歳以上の方）

地域包括支援センター



⑦成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害のある方など本人の判断能力が十分でない場合、財産管理等、法律行為を自分で行うことが困難であったり、犯罪被害にあうおそれがあります。

本人の判断能力を補うため、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動する制度が成年後見制度です。

成年後見の手続は、家庭裁判所にその旨の申し立てを行い、家庭裁判所が事案に応じて援助者（家族、親族、弁護士、司法書士等）を選任します。

利用する場合には、申立て費用、成年後見人等に対する報酬が発生します。

申立てをする裁判所

さいたま家庭裁判所 川越支部

電話 049-273-3041（後見係直通）

⑧成年後見における市長申立て制度

対象者

重度の認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であり、身寄りや家族がいない方

内 容

成年後見の必要性があるが申し立てができない状況にある方に対し、本人が不利益を被らないように、市長が代わって後見制度の審判の請求を行う制度です。費用については、市が立替払いを行い、後で本人から徴収します。生活保護受給者等支払能力のない場合には、市が負担します。

窓 □

障害者福祉課

高齢者福祉課（65歳以上の方）

※ 事前に窓口へご相談ください

**⑨成年後見における市長等の申立てに係る利用者の助成****対象者**

前頁の市長申立てのほか、本人、配偶者、四親等内の親族が後見等の開始の審判請求を行った生活保護受給中の成年被後見人（または被保佐人及び被補助人）

内 容

選任された成年後見人（または保佐人及び補助人）に対する報酬に係る費用について成年後見制度利用者助成金を支給します。

※ 事前の申請が必要です。

※ ただし、成年後見人等が被後見人等の配偶者か四親等内の親族である場合を除きます。

窓 □

障害者福祉課

高齢者福祉課（65 歳以上の方）

⑩坂戸市成年後見センター

成年後見制度を利用できるよう支援を行うとともに、制度の利用を促進するため、成年後見制度に関する相談や手続の支援を行います。

窓 □

坂戸市成年後見センター（坂戸市役所高齢者福祉課内）

⑪権利擁護センター（埼玉県社会福祉協議会）

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害者が、安心して日常生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向け支援します。

相談内容	曜 日	時 間
生活相談	月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）	9 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分
法律相談 （要予約）	水曜日・金曜日（祝日、年末年始 を除く） ※ 第4水曜日は成年後見相談会	1 3 時 0 0 分～1 4 時 3 0 分

窓 □

権利擁護センター（社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会）

さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 （彩の国すこやかプラザ内）

電話 048-822-1204 または 1240 FAX 048-822-1406



⑫福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

対象者

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方で福祉サービスの利用等に関し援助を必要としている方

内 容

見守り、福祉サービスの利用手続や利用料の支払、生活費のお届け等援助をします。

利用料

契約するまでのご相談は無料。

契約後の生活支援員によるお手伝い（援助）は有料。（生活保護世帯は無料です。）

1回1時間まで1,600円～2,000円以降30分毎に600円が加算。

窓 口

坂戸市社会福祉協議会

坂戸市石井 2327-6 （坂戸市福祉センター内）

電話 049-283-1597 FAX 049-289-3911

⑬生活福祉資金の貸付け

障害者手帳の交付を受けた方等の属する世帯に対して、世帯の状況と必要に合わせた生活福祉資金の貸付けを行っています。（例えば、障害者用自動車の購入費等の貸付けを行います。）

窓 口

坂戸市社会福祉協議会

坂戸市石井 2327-6 （坂戸市福祉センター内）

電話 049-283-1597 FAX 049-289-3911

⑭サポート手帳

主として発達障害のある方について、乳幼児から成人期にいたるまで一貫した支援や、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうための「サポート手帳」を埼玉県が作成しました。この手帳は、相談支援ファイルとサポートカードでできています。

配布場所

障害者福祉課、教育センター、市民健康センター、坂戸市障害者等相談支援センター

**⑮ボランティア活動****内 容**

ボランティア活動とは、お年寄りも障害のある人も子どももみんな一緒に、地域の中で元気に楽しく幸せに暮らしていくために、自分たちそれぞれができることで、『いつでも、どこでも、誰でも、気軽に参加できる活動』です。人は誰でもやさしい思いやりのある心を持っています。それをまわりの人に分けてあげることの実践が「ボランティア活動」です。

坂戸市社会福祉協議会では、ボランティア活動の普及と地域福祉の推進を図るため、さかどボランティア・市民活動センターを設置し、ボランティアの働きを高めるとともに、ボランティアを必要としている人からの相談に応じたり、ボランティア活動に関する情報や学習の機会を提供したりしています。

窓 口

さかどボランティア・市民活動センター

坂戸市社会福祉協議会

坂戸市石井 2327-6 （坂戸市福祉センター内）

電話 049-283-1597 FAX 049-289-3911

さかどボランティア・市民活動センター 登録グループ一覧

グループ名	主 な 活 動 内 容
坂戸市手話 サークル	坂戸市聴力障害者の会とともに、お花見、クリスマス会などの様々な行事で楽しく交流をしたり、手話講習会のアシスタントも担っている。手話学習会を通して聴覚障害者の福祉の向上について学び、考える場でもある。 ＊毎週水曜日 19 時 30 分～・毎週土曜日 14 時 00 分～定例会
ひまわり会	点字を読む方のために、ゴミ収集日程表、電車・バスの時刻表をはじめ、依頼による書籍、印刷物などの点訳を行っている。また、中途失明者のための点字勉強会（第1水曜日）を開催。 ＊第1水曜日・第3土曜日 13 時 00 分～16 時 00 分に定例会
坂戸市朗読 サービスグループ カナリア	目の不自由な方々のために、毎月1回情報 CD「声のおたより」を作成、配布している。また、「広報さかど」や「市議会だより」、「はんど to はんど」の音訳に協力。依頼に応じて、訪問朗読や録音図書(CD)を作成。デイジー坂戸の協力を得て、デイジー図書の作成もしている。 ＊第1土曜日 9 時 30 分～12 時 00 分に勉強会 ＊第3土曜日 9 時 30 分～12 時 00 分に定例会
あいの会	視覚障害者の会と会員のために協力している。ガイドや定例会の資料作りをはじめ視覚障害者との交流事業なども実施している。 ＊第1金曜日 13 時 30 分～15 時 00 分に定例会

グループ名	主 な 活 動 内 容
紙芝居 ボランティアグループ あじさいの会	児童センターや福祉施設、高齢者施設、子ども会事業など依頼に合わせて、紙芝居の公演を行っている。 *第1・第3火曜日9時30分～12時00分に定例会
あしたば	小・中学校の福祉教育において車いす介助体験学習会を行ったり、介護や介護保険等の学習会や介護施設等の見学を通して、地域の人々と共にいつまでも安心して暮らせる街づくりと一緒に考えている。
坂戸パソコン ボランティア	身体に障害があることでパソコンが使いにくい人たちにパソコンのサポートを行っている。サポートを通じて、学んだり、教えあったりしている。ホームページの勉強会やお花見交流会、毎月第3日曜日には、視覚障害者パソコン体験フォロー講座を行っている。 *第1日曜日10時00分～12時00分に定例会
よりあい* ええげえし	元気な高齢者を目指し、地域の方たちと「交流」や「学習」を通して、共に支え合う関係を地域へ広げていけるよう活動している。高齢になっても社会参加していきたい。知恵の交換と交流の場づくり「地域で元気に相返し」の研究・実践をしている。 *毎週月曜日10時00分～「よりあいの会」 *毎月1回月曜日10時00分～「オンラインよりあいの会」 *毎週水曜日13時30分～「オンラインパソコン倶楽部」 *毎週水曜日15時00分～「オンラインおしゃべり会」を開催
坂戸マジック 2001	手品を習いたい人、手品を演じたい人、手品の好きな人の集まり。病院、保育園、子供会、学校、老人会、福祉施設等で出張マジックを行っている。 *第1・第3木曜日13時30分～16時00分に自主研修
坂戸傾聴 ボランティア ダンボ	高齢者施設・障害者施設で話し相手をしている。所定のトレーニングを受け、相手の気持ちに寄り添いながら話を聴くボランティア活動をしている。 *第2金曜日13時30分～16時00分に定例会
デイジー坂戸	デイジー図書とは、障害者のための音声図書。視覚障害者のために「広報さかど」「市議会だより」「市民バス時刻表」等のデイジー版を作成している。希望があればデイジー図書や音楽CD等を広く作成している。 *第3木曜日9時30分～12時00分に定例会



第12章 その他

グループ名	主 な 活 動 内 容
声なびシネマ わかば	視覚障害者も映画を見ていることをご存じですか。音声ガイドがついていれば映画が楽しめます。音声ガイドボランティアを養成して「ライブ音声ガイド付き映画」鑑賞会を開催し、見える人も、見えない人も、見えにくい人も、みんなで一緒に映画を楽しんでいる。 *第2火曜日 10時30分～12時30分に定例会
おはなし デパート	市内小学校での読み聞かせや、児童センター・キッズサークルでの依頼に応じたパネルシアター、エプロンシアター、また高齢者施設でのお話し会等、ことばによる表現活動を行っている。 *毎月1回木曜日の活動後、8時40分～9時10分に定例会
介護者支援の会 さかど	大切な人を介護しているあなた自身も大切な人です。 日頃の介護の状況や不安や悩み、家族への思い、自分自身のことやこれからのこと等気持ちのおもむくまま、話を聴きあっている。お互いの体験を知ったり、介護の情報交換もできる。毎月1回、同じ時間にスタッフが待っている。 *第4金曜日 13時30分～15時00分「介護者サロンさかど『結・結』」を開催 *第4金曜日 15時00分～17時00分に定例会
みっつのあ 研究所	みっつの「あ」＝「あかるく・あたまを使って・あきらめない」 高齢になっても住み慣れたまちで、いきいきと楽しく笑いがたえない毎日が送れるよう、脳活性化ゲーム「みっつのあ」の普及活動をしている。 *第4水曜日 10時30分～「みっつのあ体験サロン」開催 *第4水曜日 9時30分～10時30分に定例会
NPO法人 ぽてと to 地域福祉の会	障害がある人たちに対し、就労継続支援B型「ぽてと工房」の運営と活動を支援し、地域福祉の増進をしている。 *4・7・10・1月の第2土曜日 13時30分～15時00分に定例会
障害者と 仲間の集まり・ いどばた	視力を失っても自分らしく生きていきたいと願い、視覚障害者の社会参加と自立した社会生活を目的として、応援してくれる仲間と共に生きる地域を目指して活動している。
高次脳機能障害 者を支える会こ もれび	高次脳機能障害者をもつ家族（介護者）の孤立を防ぐために情報提供や相談・交流会を行っている。また、講演会や学習会を開催している。 *第3月曜日 13:00～16:00 に定例会

グループ名	主 な 活 動 内 容
坂戸市 ボランティア 連絡会	〈令和8年度は5グループで構成〉 市内で活動するボランティアグループ相互の親睦と連携を基に、地域福祉の発展と向上を目指している。 ＊第4木曜日 10 時 00 分～12 時 00 分に「ボランティアサロン」を開催 ＊偶数月第1土曜日 14 時 00 分～定例会
和太鼓 煌	和太鼓の演奏を通して、福祉施設を支援する活動を行っている。また、各種イベントに参加して、地域の文化向上に貢献している。 ＊毎週水曜日 10 時 00 分～12 時 00 分に定例会



このページは編集上の都合により、
意図的に余白にしています。

第13章

資 料



第13章 資料

◇身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則（別表第5号）

○視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの			
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2）視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼中心視野視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
7級				

○肢体不自由

級別	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの



第13章 資料

○心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害

級別	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級							
6級							
7級							

・・・第1種

- 備考
- ・同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
 - ・肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。
 - ・異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
 - ・「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
 - ・「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。
 - ・上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては^{えきひ}腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
 - ・下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条別表に定める難病等対象疾患

障害者総合支援法の対象となる難病等は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

【厚生労働省 HP】



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha_hukushi/hani/index.html

◆対象外となった疾病について

○ 下記の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

①平成27年1月以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

※ 平成26年12月31日までに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

②平成27年7月以降に対象外になった疾病

疾病名	
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレー症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

※ 平成27年6月30日までに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

③令和元年7月以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

※ 令和元年6月30日までに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。



◇障害年金等級表

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	1 次に掲げる視覚障害（※1） イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢の全ての指を欠くもの 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1 次に掲げる視覚障害（※1） イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしゃくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢の全ての指を欠くもの 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢の全ての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
3 級 （厚生年金 保険のみ）	1 次に掲げる視覚障害（※1） イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの 2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4 脊柱（せきちゅう）の機能に著しい障害を残すもの 5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの（※2）又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの（※2） 9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの（※3） 10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11 両下肢の10趾の用を廃したもの（※4） 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

障害手当金 (厚生年金 保険のみ)	1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの(※1) 2 1眼の視力が0.1以下に減じたもの(※1) 3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 両眼による視力が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの 5 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの 6 1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの 7 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 8 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 9 脊柱の機能に障害を残すもの 10 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの 11 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの 12 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 13 長管状骨に著しい転位変形を残すもの 14 一上肢の2指以上を失ったもの(※2) 15 一上肢のひとさし指を失ったもの(※2) 16 一上肢の3指以上の用を廃したもの(※2) 17 ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの(※3) 18 一上肢のおや指の用を廃したもの(※3) 19 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの(※4) 20 一下肢の5趾の用を廃したもの(※5) 21 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 22 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
備考	※1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。 ※2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。 ※3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。 ※4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。 ※5 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。



◇特別児童扶養手当等級表

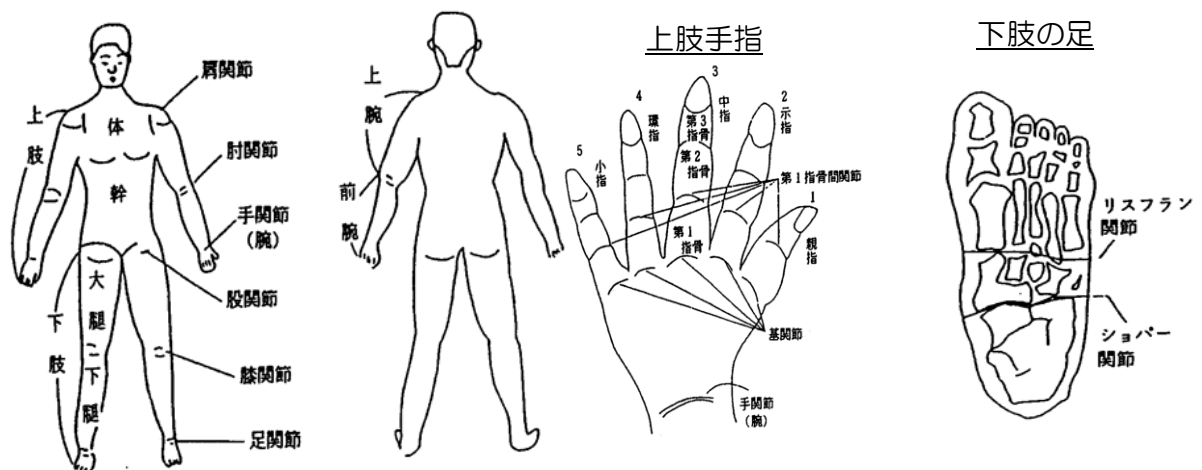
障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしゃくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
備考	※ 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

◇児童扶養手当／ひとり親家庭等医療費

＜父または母の障害の基準＞

障 害 の 状 態	
1	次に掲げる視覚障害
イ	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
ロ	一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
ニ	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
10	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
11	傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
備考	※ 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

◇障害の部位・名称の解説



◇義肢装用部位の標準

上 肢		下 肢	
切断の種類	標準義手の地方	切断の種類	標準義足の地方
肩峰突起	肩 義 手	半骨盤切断	股 義 足
肩 断 端	肩 義 手	股 断 端	股 義 足
上腕短断端	肩 又 は 上 腕 義 手	会陰部	股 義 足
上1/3	上 腕 義 手	大腿短断端	股 又 は 大 腿 義 足
上腕標準断端	上 腕 義 手	上1/3	大 腿 義 足
下1/3	肘 義 手	大腿標準断端	大 腿 義 足
上腕長断端	肘 又 は 上 腕 義 手	下1/3	膝 義 足
肘断端	肘 又 は 前 腕 義 手	大腿長断端	膝 又 は 大 腿 義 足
前腕短断端	肘 又 は 前 腕 義 手	膝断端	膝 義 足
上1/3	前 腕 義 手	下腿短断端	膝 又 は 下 腿 義 足
下1/3	前 腕 義 手	下腿標準断端	下 腿 義 足
前腕長断端	前 腕 義 手	下1/3	下 腿 義 足
手関節断端	手 義 手 又 は 手 義 手	下腿長断端	下 腿 義 足
手根骨断端	手 義 手 又 は 手 義 手	足関節断端	踵 義 足
中手骨断端	手 義 手 又 は 手 義 手	サイム断端	踵 又 は 下 腿 義 足
基節骨断端	手 義 手 又 は 手 義 手	ピロコフ断端	踵 義 足
中節骨断端	手 義 手	ショバル断端	踵 義 足
末節(第一関節)第一指骨断端	手 義 手	リスフラン断端	足 根 中 足 義 足
末節第二関節	手 義 手	足 趾 断 端	足 趾 義 足



◇障害者に関するマーク

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

名 称	概要等	連絡先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL03-5273-0601 FAX03-5273-1523
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL03-3581-0141（代）
【聴覚障害者標識】 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL03-3581-0141（代）
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL03-5291-7885
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない方・聞こえにくい方への配慮を表すマークでもあります。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いいたします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL03-3225-5600 FAX03-3354-0046
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。 「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的に声をかけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課自立支援振興室 TEL03-5253-1111（代） FAX03-3503-1237
【オストメイト設備/オストメイト】 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。このマークは、オストメイトの為に設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。	公益財団法人交通 エコロジーモビリティ財団 TEL03-3221-6673 FAX03-3221-6674
【ハート・プラスマーク】 	「身体内部に障害がある方」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL080-4824-9928
【ヘルプマーク】 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	埼玉県福祉部障害者福祉推進課 TEL 048-830-3294 FAX 048-830-4789



このページは編集上の都合により、
意図的に余白にしています。



令和 8 年 9 月 1 日更新